

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年1月15日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・マンデス＝フランス通り50
番地
(50 avenue Pierre Mendès-France 75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立
同 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 永井 亮
同 山田 智己
同 石川 皓一
同 中川 祥汰

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月20日
効力発生日	平成29年11月28日
有効期限	平成31年11月27日
発行登録番号	29 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 8,000億円
発行可能額	5,644億円

【効力停止期間】

この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成31年1月15日（提出日）である。

【提出理由】

平成29年11月20日付発行登録書について、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加え、添付書類の一部を差し替えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、本文を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

<訂正前>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」(以下、「本劣後社債」という。)があります。

<中略>

<訂正後>

本発行登録を利用して発行される個別の各社債には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があります。

<中略>

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<訂正前>

(1) 劣後特約が付されている場合

「ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（劣後特約付）に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

公告の方法

本劣後社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「償還の方法 - (2)」に定義する。）がこれを行う。

償還の方法

(1) 満期償還

未定

(2) 資本事由が発生した場合の償還

資本事由が発生した場合、発行会社はその選択により（ただし、下記「償還の方法 - (6)」で決定される予定の規定に従って）かつ上記「公告の方法」に基づき社債権者に45暦日以内30暦日以上との事前の通知（当該通知は取り消すことができない。）をすることにより随時未償還の本劣後社債の全部（一部は不可）を本劣後社債の金額の100%に経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、資本事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内に資本事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日（以下に定義する。）以上前に財務代理人に交付し、当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に閲覧に供する。

本「償還の方法 - (2)」において、

「適用ある銀行規制」とは、フランス共和国においてその時点において効力を有する自己資本比率に関する法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味し、関連規制当局（以下に定義する。）により適用されるその時点において効力を有する関連規制当局の自己資本比率に関する規制、要件、ガイドラインおよび方針を含むが、上記の一般性を制限するものではない。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行営業日をいう。

「資本事由」とは、本劣後社債の発行日時点において発行会社が合理的に予測可能でなかった本劣後社債の規制区分が変更された結果、発行会社のTier 2資本（以下に定義する。）から本劣後社債の全額が除外されることを意味する（ただし、かかる除外がTier 2資本に適用される上限規制による場合は除く。）。

「財務代理人」とは、本劣後社債が固定利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいい、本劣後社債が期限前償還条項付社債または変動利付社債の場合は、本劣後社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人・利率確認事務取扱者（文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）をいう。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

「Tier 2資本」とは、発行会社についてその時々適用ある銀行規制のもとでの補完的項目（tier 2）の構成要素として関連規制当局に扱われる資本を意味する。

(3) 税務上の理由による償還

未定

(4) 買入れ

未定

(5) 消却

未定

(6) 満期前の償還および買入れに対する条件

未定

社債の地位

本劣後社債は、フランス商法典第L.228 - 97条の規定に基づき発行された劣後証券（フランス法上の債務（obligations）を構成する。）である。

本劣後社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務であり、

- () すべての上位債務（以下に定義する。）に劣後し、
 () 本劣後社債相互間で優先されることなく同順位であり、
 () 発行会社の普通劣後債務（以下に定義する。）と同順位であり、また、
 () 現在および将来において発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*）に優先する。

適用ある法令に従い、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、支払いを受ける社債権者の権利は、上位債務に係る債権者（預金者を含む。）に対する全支払いに劣後し、かつ、かかる支払いが全額行われたことを条件に、社債権者は発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*）に優先して支払いを受ける。

上位債務の支払いが不完全な場合、本劣後社債に係る発行会社の債務は消滅する。

社債権者は、発行会社に対して有することのあるあらゆる請求に係る集団の手続または任意清算の混乱のない完了に必要なすべての措置を講ずる責任を負う。

本劣後社債についての発行会社の意図は、本劣後社債が自己資本規制上Tier 2資本として扱われることである。ただし、本劣後社債がTier 2資本の適格性を喪失した場合であっても、本劣後社債に基づく発行会社の義務および社債権者の権利は影響されない。しかしながら、発行会社は、上記「償還の方法 - (2)」に従い、本劣後社債を償還することができる。

本劣後社債に係る担保提供制限はない。

本「社債の地位」において

「上位債務」とは、発行会社のすべての無担保かつ非劣後の債務および他のすべての債務であって本劣後社債に優先することが当該債務の諸条件または法律の定めで明示されているものをいう。

「普通劣後債務」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*）に優先するものをいう。

摘 要

1. 債務不履行事由

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本劣後社債にもたらす債務不履行事由は本劣後社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合、本劣後社債は上記「社債の地位」に記載したところに従い、直ちに支払うべきものとなる。

その他の条件については未定である。

(2) 劣後特約が付されていない場合

「ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債又はビー・ピー・シー・イー・エス・エー非上位円貨社債に関する情報」

銘柄	未定
記名・無記名の別	該当なし
券面総額又は振替社債の総額	未定
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	未定

発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	未定
利払日	未定
償還期限	未定
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定

その他の条件については未定である。

<訂正後>

(1) 劣後特約が付されている場合

未定。

(2) 劣後特約が付されていない場合

本「(2) 劣後特約が付されていない場合」には、ビー・ピー・シー・イー・エス・エー(BPCE S.A.)(以下「発行会社」という。)が発行する、固定利付円貨社債、固定利付非上位円貨社債(ソーシャルボンド)および固定利付非上位円貨社債について記載されている。一定の記載事項について、それぞれの社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、「円貨社債」、「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)」および「非上位円貨社債」の見出しの下にそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、「円貨社債」、「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)」および「非上位円貨社債」の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」および「財務代理人」という用語は、それぞれの社債に係る当該用語を指し、いずれかの社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらまとめて記載された社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

実際に発行される本社債の内容が決定した場合、本書における「円貨社債」、「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)」および「非上位円貨社債」の見出しが、発行登録追補書類において各本社債の実際の名称の見出しに差し替えられ、当該見出しの下に、各本社債の情報が記載される。ただし、かかる情報が発行登録書(その後の訂正を含む。)に既に記載されている場合は、省略される。

「円貨社債」

銘 柄	<u>ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回円貨社債(2019)(注)</u>		
記名・無記名の別	<u>該当なし</u>	券面総額又は 振替社債の総額	<u>(未定)円</u>

各社債の金額	1億円	発行価額の総額	(未定)円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)%
利払日	毎年(未定)月(未定)日 および(未定)月(未定)日	償還期限	(未定)年(未定)月(未定)日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年(未定)月(未定)日	払込期日	2019年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)」

銘柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回非上位円貨社債(2019) (ソーシャルボンド)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	(未定)円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	(未定)円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)%
利払日	毎年(未定)月(未定)日 および(未定)月(未定)日	償還期限	(未定)年(未定)月(未定)日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年(未定)月(未定)日	払込期日	2019年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

「非上位円貨社債」

銘柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回非上位円貨社債(2019)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	(未定)円

各社債の金額	1億円	発行価額の総額	(未定)円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)%
利払日	毎年(未定)月(未定)日 および(未定)月(未定)日	償還期限	(未定)年(未定)月(未定)日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2019年(未定)月(未定)日	払込期日	2019年(未定)月(未定)日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「**振替法**」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「**振替機関**」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「**振替機関業務規程等**」)と総称する。)に従って取り扱われる。

振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)(注)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債の社債権者（以下「**本社債権者**」という。）の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務 - (1)」に定義する。）がこれを行う。

引 受 人

元引受契約を締結する金融商品取引業者 (以下「 共同主幹事会社 」と総称する。)		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事 会社が連帯 して本社債 の発行総額 を引受ける ので、個々 の共同主幹 事会社の引 受金額はな い。	本社債の発行総額 は、発行会社と共同 主幹事会社との間で 2019年（未定）月 （未定）日に調印さ れる元引受契約に従 い、共同主幹事会社 により連帯して買取 引受けされ、一般に 募集される。左記以 外の元引受の条件は 未定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
ナティクス日本証券株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
合 計		(未定)	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人兼発行・支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

- (1) 本社債に関する発行会社の財務代理人兼発行・支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社と財務代理人との間の2019年（未定）月（未定）日付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日後1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を随時変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人兼発行・支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。
- (3) 振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人兼発行・支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して公告する。
- (4) 発行会社が上記「財務代理人とその職務 - (2)」または「財務代理人とその職務 - (3)」に従って後任の財務代理人兼発行・支払代理人を選任した場合、後任の財務代理人兼発行・支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、あたかも財務代理契約および社債の要項において財務代理人として記載されていたのと同様に、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

利息支払の方法

本社債の利息は2019年（未定）月（未定）日（その日を含む。）から（未定）年（未定）月（未定）日（その日を含む。）までこれを付し（ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。）、毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日の2回、直前の利払日（以下に定義する。）（その日を含まない。）から（初回の利払日に関しては、本社債の発行日（その日を含まない。）から）各利払日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に対して支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。

下記「摘要 - 1 法定の減額または転換」に定める転換または消却に服することを条件に、本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、その時点で未償還の本社債の金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上

記「1 社債（短期社債を除く。）の募集 - (2)劣後特約が付されていない場合 - 「円貨社債」/「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」/「非上位円貨社債」 - 利率」に定める利率による経過利息が日本円により支払われる。ただし、その期間は、振替機関連業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（かかる資格において行為する財務代理人を以下「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関連業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 4 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14暦日を超えない。

償還の方法

「円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に本社債の金額の100%で償還される。

(2) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国もしくはその下部行政機関またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制（以下に定義する。）により許容されており、かつ関連規制当局（以下に定義する。）および/または関連破綻処理当局（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日より前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ本社債権者に14暦日以上前の公告を上記「公告の方法」に従って行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において償還期日と定められた日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）とともに、未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択すること、(iii)当該償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および(v)発行会社を含むフランス共和

国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要 - 4 支払い - (ロ)」に定義する。）とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「**適用あるMREL/TLAC規制**」とは、(i)MREL（以下に定義する。）ならびに(ii)FSB TLACタームシート（以下に定義する。）に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「**関連規制当局**」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

「**FSB TLACタームシート**」とは、金融安定理事会（FSB）が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の随時の改正を含む。）を意味する。

「**MREL**」とは、BRRD（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第45条（フランス通貨金融法典第L.613-44条により国内法制化）および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)2016/1450に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（またはこれを承継する基準）を意味する。

(3) 買入れ

発行会社またはその子会社はいずれも、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する場合）、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売しもしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売しもしくは直ちに消却させることができる。

(4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

「非上位円貨社債」

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、（未定）年（未定）月（未定）日に本社債の金額の100%で償還される。

(2) MREL/TLAC不適格事由が発生した場合の償還

MREL/TLAC不適格事由（以下に定義する。）が発生した場合、発行会社はその選択によりかつ上記「公告の方法」に基づき本社債権者に45暦日以内30暦日以上の事前の公告（当該公告は取消することができない。）をすることによりいつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる。この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制（以下に定義する。）により許容されており、かつ関連規制当局（以下に定義する。）および/または関連破綻処理当局（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。

本「償還の方法 - (2)」に基づき償還が行われる場合、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由が発生した旨または償還期日後90暦日以内にMREL/TLAC不適格事由が発生することになる旨（場合による。）の証明書を償還期日の5営業日（下記「摘要 - 4 支払い - (ロ)」に定義する。）以上前に財務代理人に交付（当該交付は取消することができない。）し、受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで当該写しを財務代理人の本店において通常の営業時間内に本社債権者の閲覧または謄写に供する。

本「償還の方法 - (2)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本書において、

「適用あるMREL/TLAC規制」とは、(i)MREL（以下に定義する。）ならびに(ii)FSB TLACタームシート（以下に定義する。）に規定されている諸原則またはそれらを承継する諸原則を実施するその時点の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。(i)および(ii)に記載されている諸原則を実施する別個の法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針が存在する場合には、「適用あるMREL/TLAC規制」とは、かかるすべての法律、規制、要件、ガイドラインおよび方針を意味する。

「FSB TLACタームシート」とは、金融安定理事会（FSB）が2015年11月9日付で公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築力に係る原則」と題する文書に記載されている総損失吸収力（TLAC）タームシート（その後の随時の改正を含む。）を意味する。

「MREL」とは、BRRD（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）第45条（フランス通貨金融法典第L.613-44条により国内法制化）および2016年5月23日付委員会委任規則(EU)2016/1450に従って定められたBRRD適用金融機関向けの「自己資本および適格債務の最低基準」（またはこれを承継する基準）を意味する。

「MREL/TLAC不適格事由」とは、本社債のその時点での未償還名目残高の全部または一部がMREL/TLAC適格金融商品（以下に定義する。）としての基準を完全には充足していないことを意味する。ただし、かかる基準の未充足が本社債の発行日において合理的に予見可能であったか、または当該本社債の残存期間が適用あるMREL/TLAC規制の規定する期間に達していないことを理由とする場合を除く。

「MREL/TLAC適格金融商品」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品（FSB TLACタームシートの意義の範囲内における）を構成する金融商品を意味する。

「関連規制当局」とは、欧州中央銀行およびその後任もしくは代替の機関、または発行会社の健全性の監視および監督に第一義的な責任を有するその他の当局をいう。

(3) 税務上の理由による償還

本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国もしくはその下部行政機関またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次回の支払機会に追加額（下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に定義する。）を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関

に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択により、いつでも未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%に償還期日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）を付して償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。ただし、償還期日は、かかる税金の源泉徴収を行うことなく発行会社が支払いを行うことができる実務上可能な限り最も遅い日よりも前とはされないものとする。

発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合には、発行会社は、その選択により、財務代理人に対し、その旨を、少なくとも30暦日前の書面による事前の通知を行い、かつ本社債権者に14暦日以上前の公告を上記「公告の方法」に従って行った上で、本社債について支払義務を負う金額の全部の支払いができる実務上可能な限り最も遅い利払日において償還期日と定められた日（その日を含む。）までの経過利息（もしあれば）とともに、未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式に授權された役員1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなること、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択すること、(iii)当該償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したこと、および(v)発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できないことを記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30暦日前までに財務代理人に交付され、財務代理人は発行会社のために償還予定期日の少なくとも14暦日前までに本社債権者にかかる事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消することができない。本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、(i)財務代理人が受領後速やかに、また償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、(ii)財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。

本「償還の方法 - (3)」の謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とし、その他の本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

(4) 買入れ

発行会社またはその子会社はいずれも、適用法令に従って、公開市場その他においていかなる価格においても本社債を随時買入れることができる。この場合、かかる買入れは、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており（該当する場合）、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。買入れた当該本社債は、適用法令および振替機関業務規程等において別段の定めがある場合を除き、保有し、転売もしくは直ちに消却することができ、または保有し、転売もしくは直ちに消却させることができる。

(5) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元本の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

担 保

本社債には担保および保証は付されない。

本社債の地位

「円貨社債」

本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先 (*chirographaires*) かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互の間および発行会社のその他の上位優先債務 (以下に定義する。) の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の非上位優先債務 (以下に定義する。) および非上位優先債務に劣後する債務に優先し、
- (c) 法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 法的優先権を有するかまたは上位優先債務に優先する現在および将来における請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の非上位優先債務ならびにそれ以外の上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債に係る担保提供制限はない。適用あるMREL/TLAC規制により許容される場合、発行会社は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上、本社債をMREL/TLAC適格金融商品 (以下に定義する。) として扱うことができるが、本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けない。

本書において、

「**非上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「**上位優先債務**」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「**MREL/TLAC適格金融商品**」とは、それぞれについて適用あるMREL/TLAC規制に従って発行会社のMRELに算入可能であり、かつ発行会社のTLAC適格金融商品 (FSB TLACタームシートの意義の範囲内における) を構成する金融商品を意味する。

「非上位円貨社債 (ソーシャルボンド)」

「非上位円貨社債」

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務 (以下に定義する。) を構成する。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先 (*chirographaires*) かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に

- (a) 本社債相互の間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、
- (b) 発行会社の劣後債務 (以下に定義する。) に優先し、
- (c) 発行会社の上位優先債務 (以下に定義する。) ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後する。

発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有する。

- (a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、
- (b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先する。

本社債に係る担保提供制限はない。本社債についての発行会社の意図は、適用あるMREL/TLAC規制に基づき、規制上本社債がMREL/TLAC適格金融商品として扱われること、ならびに本社債がMREL/TLAC適格金融商品としての基準をもはや充足しない場合であっても、本社債に基づく発行会社の義務および本社債権者の権利は影響を受けないことである。ただし、この場合、発行会社は、上記「償還の方法 - 「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」 / 「非上位円貨社債」 - (2)」に従って本社債を償還することができる。

本書において、

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいう。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成する。

「劣後債務」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資 (*prêts participatifs*)、発行会社により発行される資本参加証券 (*titres participatifs*) および発行会社の超劣後債務 (*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*) に優先するものをいう。

財務上の特約

該当事項なし。

社債権者集会

- (1) 本社債は日本法に準拠し同法に基づいて解釈されるため（ただし、フランス法に準拠し同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除く。）、本社債権者を代表する集団 (*masse*) に関連するフランス商法典およびフランス通貨金融法典の規定は、本社債権者には適用されない。
- (2) (i) 本社債のその時点での未償還総額の10分の1以上を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者の請求には、振替機関または関連する口座管理機関（以下「**口座管理機関**」という。）により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「**保有証明書**」という。）が付されるものとする。）または(ii) 発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35暦日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、財務代理人は発行会社のために当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21暦日前までに本社債権者に対して行い、かつ、発行会社は、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (3) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会において

は、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7暦日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならない。さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(4) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「**議決権者**」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもって可決される。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた債務の免除または和解（下記(b)に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「**代表社債権者**」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權されることのある社債権者集会の決議を執行する者（以下「**決議執行者**」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

「**特別決議**」とは、社債権者集会において、本社債のその時点での未償還総額に係る議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって可決される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席しまた議決権を行使したものとみなされる。

- (5) 本「社債権者集会」に従って可決された決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社がその時点で保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (9) 疑義を避けるために付言すると、消却、減額、転換および条件の変更は、ペイルイン権限（下記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (2)」に定義する。）が行使された場合、社債権者集会の決議なく、すべての本社債および本社債権者に対して効力を有するものとする。

準拠法および管轄裁判所

本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、フランス法に準拠し、同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除いて、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人として日本国東京都に所在する弁護士である梅津立氏を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディングに所在のアンダーソン・毛利・友常法律事務所のその時々々の住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りその時々において、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合はいつでも、発行会社は直ちに日本国東京都に所在する後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

摘 要

1 法定の減額または転換

(1) 承認

各本社債権者（本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、本社債のあらゆる現在または将来の実質的保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、下記の内容を承認し、受諾し、同意し、承諾する。

(a) 関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

(i) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的減額

(ii) 本支払金額の全部または一部の、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者への発行）（社債の要項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債に基づく権利は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の実行により、発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務に転換される。

(iii) 本社債の消却

(iv) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期限の変更（支払いを一時的に停止することによるものを含む。）

(b) 社債の要項は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**本支払金額**」とは、本社債の元本および未払いの経過利息（疑義を避けるために付言すると、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき支払われるべき追加額（もしあれば）を含む。）（その時点までに消却またはその他の方法で既に支払義務を負わなくなっている場合を除く。）をいう。かかる金額は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使より前に、支払期限が到来しているが支払われていない金額を含む。

(2) ペイルイン権限

本書において、「**ペイルイン権限**」とは、2014年5月15日付金融機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定める欧州議会および欧州連合理事会の指令2014/59/EU（その後の随時の改正を含み、以下「**BRRD**」という。）の国内法制化（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*）（その後の随時の改正を含み、以下「**2015年8月20日付政令**」という。）に基づくものを含むが、これらに限定されない。）、ならびに、2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)806/2014号（単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社に係る破綻処理に関する統一規則および統一手続を定めるとともに規則(EU)1093/2010号を改正するものである。その後の随時の改正を含み、以下「**単一破綻処理メカニズム規則**」という。）に関連する、またはその他のフランス法に基づく、フランス共和国の有効な法律、規制、規則もしくは要件、ならびにその都度それらに基づき制定される指示、規則および基準であり、これらに従って規制対象会社（以下に定義する。）（もしくは当該規制対象会社の関連会社）の債務の減額（一部もしくは全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他の何らかの改定、または規制対象会社（もしくは当該規制対象会社の関連会社）の有価証券の当該規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限をいう（破綻処理手続開始後のペイルイン・ツールの実施に関連するものであるか否かを問わない。）。

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」において、「**規制対象会社**」とは、2015年8月20日付政令により改正された、フランス通貨金融法典第L.613-34条第1項に規定される会社をいい、一定の金融機関、投資会社およびフランス共和国において設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

本書において、「**関連破綻処理当局**」とは、金融健全性規制・破綻処理機構（*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*）（以下「**ACPR**」という。）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会（以下「**単一破綻処理委員会**」という。）、および/またはその時々においてペイルイン権限を行使するまたは行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

(3) 本支払金額の支払い

本支払金額の返済または支払いがそれぞれ期日を迎える時点において発行会社またはそのグループ企業に適用されるフランス共和国および欧州連合における有効な法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許される場合を除き、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が発行会社に関して行使された後は、いかなる本支払金額の返済または支払いも支払期限が到来せず、本支払金額は支払われないものとする。

(4) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果としての本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額の発行会社またはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行事由には該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではなく、社債の要項は、引き続き本社債の残存金額または未償還残高に適用される。ただし、元本の減額に伴い支払われるべき利息額は変更されるものとし、またフランス共和国において設立された銀行、銀行グループ会社、金融機関および/または投資会社の破綻処理に係る適用法令に基づき関連破綻処理当局が決定する可能性のある条項のさらなる変更に従うものとする。

(5) 本社債権者に対する公告

本社債に関し関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合、発行会社は、当該ペイルイン権限の行使について、実務上可能な限り速やかに、書面で財務代理人に通知し、または財務代理人に通知が行われ

るようにする。財務代理人は、発行会社に代わり、当該バイルイン権限の行使について、上記「公告の方法」に従い実務上可能な限り速やかに、本社債権者に対し公告を行う。発行会社によるかかる通知の遅延または懈怠は、バイルイン権限および本「摘要 - 1 法定の減額または転換」の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記「摘要 - 1 法定の減額または転換 - (1)」に記載の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

(6) 按分

関連破綻処理当局によるバイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、バイルイン権限に基づく本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(7) 包括的条項

本「摘要 - 1 法定の減額または転換」に規定の事項は、発行会社と本社債権者の間でなされるその他の契約、取決めまたは合意を排除するものであり、上記の事項に関して包括的に適用される。

2 信用格付

「円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「**信用格付業者**」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「**R&I**」という。）に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2017年11月20日付で、R&Iから上位優先債に関し、Aの発行登録予備格付を得ており、本書提出日（2019年1月15日）現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「**無登録格付業者**」という。））に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決

定後に、本社債に関して、ムーディーズからA1の格付を、S&PからA+の格付を、また、フィッチからA+の格付を取得できる予定である。

(注)無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「**金商業等府令**」という。)第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人(金商業等府令第116条の3第2項に定義される。)である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)」

「非上位円貨社債」

(イ) 信用格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「**信用格付業者**」という。)である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「**R&I**」という。)に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

発行会社は、2017年11月20日付で、R&Iから非上位優先債に関し、A-の発行登録予備格付を得ており、本書提出日(2019年1月15日)現在、かかる発行登録予備格付に変更はない。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(ロ) 無登録格付業者から付与された信用格付

発行会社は、本社債に関し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「**ムーディーズ**」という。）、S&Pグローバル・レーティング（以下「**S&P**」という。）およびフィッチ・レーティングス（以下「**フィッチ**」という。）（これらの格付業者はすべて信用格付業者として登録されていない（これら3格付業者を、以下「**無登録格付業者**」という。））に対して、格付の付与を依頼しており、本社債の条件決定後に、本社債に関して、ムーディーズからBaa2の格付を、S&PからA-の格付を、また、フィッチからA+の格付を取得できる予定である。

（注）無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「**金商業等府令**」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）を有しており、ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人（金商業等府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズ、S&Pおよびフィッチのそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている(i)ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および(iii)フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

3 債務不履行事由

一定の事由が発生した場合について期限の利益喪失を本社債にもたらす債務不履行事由は本社債には存在しない。ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社が満期日前にその他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。）、本社債は上記「本社債の地位」に記載した条件に従い、直ちに支払うべきものとなる。

4 支払い

(イ) 本社債の元本および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、(i)当該本社債権者が機構加入者の場合には直接に、(ii)その他の場合には、当該本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関を通じて行われる。上記にかかわ

らず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元本または利息の支払いに必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免除される。

(ロ) 本社債の元本または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

(ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元本または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、支払代理人は必要であればその旨を財務代理人に通知し、財務代理人は発行会社のために、かかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし支払代理人がかかる金額を受領した後遅くとも14暦日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

(二) 支払いは、あらゆる場合において(i)支払地において適用される財政またはその他の法令の適用を受け（ただし、下記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の規定について不利益を生じさせない。）、かつ(ii)1986年合衆国歳入法（以下「歳入法」という。）第1471(b)条に規定される同意、または歳入法第1471条から第1474条まで（またはこれらに基づく規制もしくは同意またはこれらの公的解釈）に基づき要求される同意、またはこれらの実施の円滑化のための合衆国と他の法域との間の政府間合意（またはかかる政府間合意を実施する法律）（以下「FATCA」と総称する。）に基づき要求される源泉徴収もしくは控除が適用される。

5 税制上の理由による追加の支払い

(イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元本、利息およびその他同様の収益の一切の支払いは、フランス共和国またはその下部行政主体もしくは課税当局によりまたはその域内で、課され、賦課され、徴収され、源泉されまたは課税される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除も行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。

(ロ) 本社債に関する利息の支払いにおいて、フランス共和国によりまたはフランス共和国のために課され、賦課され、徴収されまたは源泉される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課に関する源泉徴収または控除がフランス法上要求される場合も、発行会社は、その時点での法律が許容する最大限において、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領していたであろう金額を本社債権者が受領できるように追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、本社債に関する追加額は以下については支払われない。

(a) 単に当該本社債を保有すること以外にフランス共和国と関連を有することを理由として、当該本社債に関してかかる税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者もしくは実質所有者、または当該本社債権者もしくは実質所有者のための第三者。

(b) FATCAに基づいて当該源泉徴収または控除が課される場合。

(ハ) 本書において利息には、本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

6 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「**本社債券**」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期限未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元本および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本国の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本国の市場慣行が優先する。発行会社は、実務上可能な限り、上記の事項を遅滞なく本社債権者に対し公告するものとする。

本社債券の発行に関して生じる一切の費用は、発行会社の負担とする。

7 時 効

本社債の消滅時効は、元本については10年、利息については5年とする。

8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、財務代理人の本店に備え置く。

9 通貨の補償

本社債の元本、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、(i)かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と(ii)かかる判決または命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個で独立の請求原因となり、その時々本社債権者がいかなる猶予をしたかを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

10 相殺権の放棄

本社債権者は、放棄された相殺権（以下に定義する。）について、発行会社が発生事由のいかんによらず、直接または間接を問わず、当該本社債権者に対して有し、または有するもしくは取得することのある一切の権利、請求または債権（疑義を避けるために付言すると、かかる本社債に関連するか否かを問わず、一切の契約またはその他のあらゆる種類の証書に基づいて、またはこれらに関連して発生するすべてのかかる権利、請求および債権を含む。）に対して、いかなる時点においてもこれを行使または主張することができない。各本社債権者は、すべての実在および潜在するかかる権利、請求および債権について、適用ある法律が認める最大限の範囲ですべての放棄された相殺権を放棄したものとみなされる。

疑義を避けるために付言すると、本「摘要 - 10 相殺権の放棄」は、控除、相殺、ネッティング、補償、留置もしくは反訴の権利もしくは請求を定めるように意図されておらず、またはこれらを認めていると解釈されてはならず、またかかる権利もしくは請求が本「摘要 - 10 相殺権の放棄」がなければ本社債権者に現に利用可能であり、もしくは利用可能となりうると解釈されてはならない。

本「摘要 - 10 相殺権の放棄」において、「**放棄された相殺権**」とは、本社債に基づいて、またはこれに関連して、直接、間接を問わず発生する控除、相殺、ネットティング、補償、留置または反訴についての本社債権者の一切の権利または請求を意味する。

11 フランスにおける課税上の取扱い

以下は、本社債の保有者であり、(i)フランスの課税上フランス居住者ではない者、(ii)発行会社の株式を保有していない者に関連しうる源泉課税上の留意点に限られた要約である。当該要約は、本書提出時点でフランスの税務当局による有効かつ適用可能なフランス税法および規則に基づいており、全ては変更および/または異なる解釈（遡及効果を有する可能性がある）に依拠する。当該要約は、一般的な情報のみであり、全てのそれぞれ特有の状況における本社債の特定の保有者の本社債の購入、保有または処分決定に関連するフランスの課税上の留意点ではない。本社債への投資を検討する者または本社債の実質所有者はそれぞれ、自身の特有の状況における本社債への投資またはその所有および処分による課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

発行会社による本社債に関する支払い（利息収益およびその他の収益）は、フランス税法238-0A条の範囲内でフランス国外の非協定の一定の国または地域（以下「**非協定地域**」という。）で支払いがなされない限り、フランス税法125A条3項に定める源泉徴収の対象とはならない。その場合は、一定の例外および二重課税条約により、より適切な条項がある場合はそれに従い、フランス税法125A条3項に基づき75%の源泉徴収が適用される。

さらに、フランス税法238A条に従い、当該本社債に関する利息収益やその他の収益は、仮にこれらの支払いが非協定地域に居住または定住している人に対して支払われ、渡された場合、または非協定地域内の金融機関の口座に支払われた場合には、発行会社の課税所得からの控除の対象にはならない（以下「**控除対象除外**」という。）。一定の状況下においては、かかる非控除の利息収益およびその他の収益は、フランス税法109条以下に基づいて、みなし配当と再分類される場合がある。この場合、かかる非控除の利息収益およびその他の収益には、(i)課税上のフランス居住者ではない個人が得る支払いについては12.8%、(ii)課税上のフランス居住者ではない法人が得る支払いについては30%（2020年1月1日以降に開始する事業年度については、フランス一般租税法第219条Iに規定される標準法人税率と合致する。）、または(iii)フランス国外の一定の非協定地域における支払いについては75%の税率で、フランス税法119bis2条によって規定される源泉徴収税が課される場合がある。（ただし、一定の例外や二重課税条約においてより適切な条項があればそれに従い課せられる。）

上述した内容に関わらず、発行会社が本社債の発行の主たる目的および効果が非協定地域において利息収益およびその他の収益についての支払いが行われることを許容したものでなかったことを証明することができる場合には、フランス税法125A条3項に規定される75%の源泉徴収税も、（利息収益やその他の収益が純粋な取引に関連するものであってかつ標準から逸脱しまたは誇張された額でもないことを条件として）控除対象除外（および控除対象除外の結果賦課され得うるフランス税法119bis2条に規定される源泉徴収税）も、本社債の発行には適用されない（本「摘要 - 11 フランスにおける課税上の取扱い」において、「**例外**」という。）。

ただし、*Direction Générale des Finances Publiques* (B01-INT-DG-20-50-20140211、B01-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211およびB01-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320)の行政ガイドライン（*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*）の下では、本社債の発行は発行会社が本社債発行の主たる目的と効果について証明することなく、当該本社債が以下の場合には、例外の利益を享受できる。

(i)フランス通貨金融法典第L.411-1条の範囲内における公募によって売り出された場合、または、非協定地域以外の国において類似の売出しに基づく公募によって売り出された場合。なお、この場合における「類似の売出し」とは、海外の証券市場当局に対して募集のための書類を登録や提出する必要がある売出しを意味する。または、

(ii)フランスのまたは外国の規制対象の市場や多国間の証券取引システムにおいて取引することが認められている（ただし、当該市場やシステムが非協定地域に所在していない場合に限る）場合、そして、当該市場の管理が市

場管理者または、投資サービスプロバイダー、もしくは、類似の海外の団体によって運用されている場合（ただし、当該市場管理者、投資サービスプロバイダー、団体が非協定地域に所在していない場合に限る。）。または、
(iii)発行の段階において、フランス通貨金融法典第L.561-2条の範囲内において、中央信託機関もしくは証券デリバリー・支払システム管理者、または海外の類似の預託機構もしくは管理者（ただし、当該機構や管理者が非協定地域に所在していない場合に限る。）に取扱いが認められている場合。

12 日本における課税上の取扱い

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息および本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「発行差益」という。）ならびに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および発行差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が本社債を日本国内において譲渡した場合、かかる譲渡から生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。ただし、日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定されまたは免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

13 フランスに関する販売規制

共同主幹事会社は、それぞれ、本社債が、直接または間接を問わず、フランス共和国において公に募集、販売もしくはその他の方法によって譲渡されず、かつ今後もされる予定がないことに合意しており、また、本書または本社債に関するその他の募集資料は、フランス共和国において公に配布されず、または配布させられず、かつ今後もされる予定はないことを表明および合意しており、かかる募集、販売および配布は、フランス共和国において、フランス通貨金融法典第L.411-1条、L.411-2条およびD.411-1条に従い、これにすべて定義される(i)第三者のためのポートフォリオ管理に関する投資サービス提供者(*personnes fournissant le service d'investissement de gestion de portefeuille pour compte de tiers*)および/または(ii)自己勘定で行動する適格投資家(*investisseurs qualifiés*)に対してのみなされる。

(A) 本社債の募集に関して、金融市場監視局 (*Autorité des marchés financiers*) または欧州経済地域の別の加盟国の所轄官庁によって承認された目論見書（訂正、追補または補充を含む。）は作成されず、また、金融市場監視局 (*Autorité des marchés financiers*) および発行会社に対して通知されていないこと、ならびに (B) 上記のとおりフランス共和国において本社債の募集および販売の対象となる投資家によって取得される本社債のフランス共和国における公の販売（直接または間接を問わない。）は、フランス通貨金融法典第L.411-1条ないしL.412-1条およびL.621-8条ないしL.621-8-3条までの規定ならびにかかる規定に基づき適用される規制にのみ従ってなされることを投資家にここに通知する。

2 【新規発行による手取金の使途】

< 訂正前 >

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定。

(2)【手取金の使途】

社債の発行による手取金は、必要に応じて随時、発行会社による一般資金調達目的（貸付、信用供与、投資を含むがこれに限定されない。）に使用される予定です。

< 中略 >

< 訂正後 >

(1)【新規発行による手取金の額】

「円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

「非上位円貨社債」

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
(未定)円	(未定)円	(未定)円

(2)【手取金の使途】

「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」

発行会社は、本社債の発行による差引手取概算額（以下「本差引手取概算額」という。）を、グループBPCEネットワークの14のポピュレール銀行および15のケス・デパーニュ（貯蓄銀行）（以下「地方銀行」と総称する。）に対して貸し付ける意向であり、また、地方銀行において、雇用の保護および創出のカテゴリー全般にわたって地域経済の発展に資する事業活動を行う顧客に対する融資またはローンの借換え（以下「適格ソーシャル・ローン」という。）のためにのみ、本差引手取概算額に相当する額を割り当てることを予定している。適格ソーシャル・ローンのプールは、フランス本土において経済的・社会的に不利な地域に所在する小規模企業および非営利団体に対する融資またはローンの借換えのみで構成されており、これによって雇用の保護または創出の促進、および経済が落ち込んだ地域の再生を目指している。詳細については、発行会社の「ソーシャルボンド / 地域経済発展のための方法論（カテゴリー：雇用の保護および創出）（Methodology Note for Social Bonds / Local Economic Development (category: Employment Conservation & Creation)）」に記載されているとおりである。経済活動のうち非適格または除外対象とされるセクターの公式コードのリストは、発行会社のウェブサイトの専用セクションにおいて公表される。

本差引手取概算額は日本円で調達されるが、発行時にユーロにスワップされる。その後、本差引手取概算額はユーロ建の適格ソーシャル・ローンに割り当てられる。

適格ソーシャル・ローンは、本社債の発行日前3年以内に組成されたものとする。

適格ソーシャル・ローンが期限前返済され、もしくは年次の監視の結果を受けて除外された場合、または適格ソーシャル・ローンが本社債の償還期日より前に弁済期限を迎えた場合、当該ローンは新規適格ソーシャル・ローンに置き換えられる。本社債の残存期間中、当該適格ソーシャル・ローンに出資される本差引手取概算額が割り当てられるまで、発行会社はその裁量により、一時的にかかる本差引手取概算額を現金、現金同等物および/または市場性のある有価証券に投資する。

本社債の残存期間中、発行会社は、適格ソーシャル・ローンの選定について監視し、自社のウェブサイトの専用セクションにおいて、本差引手取概算額の割当に関する年1回更新の最新情報を公表する。

発行会社の「ソーシャルボンド/地域経済発展のための方法論(カテゴリー:雇用の保護および創出)(Methodology Note for Social Bonds / Local Economic Development (category: Employment Conservation & Creation))」およびヴィジオ・アイリスが発行した関連する「セカンドパーティーオピニオン(Second Party Opinion)」は、発行会社のウェブサイト(「Investors」のページから、「Funding」のセクションへと進み、「Social bonds」のサブセクションを開くと表示されるページ)において入手可能である。

「円貨社債」

「非上位円貨社債」

本社債の発行による差引手取概算額は、必要に応じて随時、発行会社の一般事業目的(貸付、信用供与、投資その他銀行業務を含むがこれに限定されない。)のために使用される。

< 中略 >

募集又は売出しに関する特別記載事項

本社債に関連するリスクファクター

本社債に関連する一般的なリスク

本「本社債に関連する一般的なリスク」には、円貨社債、非上位円貨社債(ソーシャルボンド)および非上位円貨社債に関連するリスクが記載されている。非上位円貨社債(ソーシャルボンド)および非上位円貨社債のみに関連するリスクについては、下記「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)および非上位円貨社債に関連する追加的なリスク」に記載されている。

ベイルイン権限:

・本社債に適用される条項

発行会社は投資家各位に対し、ベイルイン権限に関し本社債に適用される条項について、上記「摘要 - 1 法定の減額または転換」を参照することを奨励する。

・発行会社が破綻処理手続きを受ける場合、本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会はBRRDを採択した。その目的は、関連破綻処理当局に対し、財務の安定性の保護および納税者の損失エクスポージャーの最小化のために、銀行危機に早期に

対処するための共通の手段および権限を与えることにある。BRRDは、2015年8月20日付政令によりフランス共和国において実施された。

2015年8月20日付政令に従い、ACPRまたは単一破綻処理委員会は、関連破綻処理当局が以下を決定した場合に、発行会社のグループ等の金融機関について破綻処理手続を開始することができる。

- ・ 金融機関が破産しているかまたは破産するおそれがあり、
- ・ 代替手段によって破綻を合理的な期間内に回避できる合理的な見込みがなく、かつ
- ・ 次の破綻処理目的の達成のためには破綻処理措置が必要であり、清算手続では失敗する可能性がある場合：(i) 重要な機能の継続を確保し、(ii) 財務システムが大きく悪影響を受けることを避け、(iii) 臨時の公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護し、(iv) 顧客（特に預金者）の資金および資産を保護すること。

金融機関の破産とは、継続的な許認可の要件を遵守していない場合、債務その他の負債を期日に支払うことができない場合、臨時の公的財政支援を必要とする場合（一定の例外あり）または負債の額が資産の額を上回っている場合を意味する。

破綻処理手続が開始された後、関連破綻処理当局は、下記のとおり、当該金融機関の資本再構成または存続能力回復のために、一つまたは複数の破綻処理ツールを用いることができる。破綻処理ツールは、株主がまず損失分を負担し、次にその他Tier-1金融商品およびTier-2金融商品（劣後債など）として適格な資金調達商品の保有者、その後に債権者が通常の破産処理手続における債権の順序に従い損失分を負担することになるように実行される（一定の例外あり。）。フランス法には、「債権者は、通常の破産処理手続を適用した場合よりも不利にならない（no creditor worse off than under normal insolvency proceedings）」原則（かかる原則により、破綻処理の対象となっている金融機関の債権者は、金融機関が清算手続に基づき解散した場合に被るであろう損失を上回る損失を被ることはない。）を含め、特定の破綻処理ツールおよび方策が実施された際の一定の保全措置も規定されている。

資金調達商品の減額および転換

破綻処理手続開始に関連して（かつこれに先立ち）または下記の（破綻処理手続を伴わない）その他の特定の場合において、資金調達商品は減額または資本もしくはその他の金融商品に転換されることがある。対象となる資金調達商品には普通株式等Tier-1金融商品、その他Tier-1金融商品およびTier-2金融商品（劣後債など）が含まれる。

関連破綻処理当局は、破綻処理手続の開始条件が充足されていると判断した場合、または(i) 発行金融機関もしくはそれが所属するグループが破産しているかもしくは破産するおそれがあり、当該破産の回避のために減額もしくは転換が必要な場合、(ii) 金融機関の存続能力が減額もしくは転換に依存している（かつ合理的な観点から、別の措置（破綻処理措置を含む。）によって発行金融機関もしくはそのグループの破産を合理的な期間内に回避することができない）場合、もしくは(iii) 発行金融機関もしくはそのグループが臨時の公的支援を必要としている場合（一定の例外あり）、資金調達商品の減額または資本もしくはその他の金融商品への転換を行わなければならない。発行金融機関の破産は、上記の方法により決定される。グループの破産は、客観的な証拠（グループの自己資本を激減させるおそれのある大幅な損失の負担など）に基づき、かかるグループが連結自己資本比率に関する規制に違反するかまたはかかる違反が近いうちに発生するおそれがある場合に、発生するまたは発生するおそれがあると考えられる。

これらのうち一つまたは複数の条件が充足された場合、普通株式等Tier-1金融商品がまず減額されるか、債権者に移転され、また、金融機関が破綻し、その純資産がプラスの場合は、その他の資金調達商

品および適格負債の転換により大幅に希薄化される。その後、その他の資金調達商品（まずはその他Tier-1金融商品で、次にTier-2金融商品）は減額されるかまたは普通株式等Tier-1金融商品もしくはその他の金融商品に転換される（かかる金融商品も減額される可能性がある。）。

ベイルイン・ツール

破綻処理手続が開始されると、関連破綻処理当局に付与される権限は「ベイルイン・ツール」（破綻処理の対象となっている金融機関の適格負債の減額（ゼロへの減額を含む。）または資本への転換を行う権限を意味する。）を含む。適格負債には資金調達商品として適格とされていない劣後債、無担保優先債務（本社債など）、および、保険対象外の預金または、担保が付されていないもしくはヘッジ目的で使用されることのない金融商品等、BRRDに従ってベイルイン・ツールの範囲から除外されないその他の負債が含まれる。ベイルイン・ツールは、資金調達商品でありかつベイルイン・ツールの適用時に未償還である負債にも適用される。関連破綻処理当局が、適格負債についてベイルイン・ツールを行使できるのは、以下の優先順位に従い資金調達商品がまず減額されるかまたは資本もしくはその他の金融商品に転換されてからである：（i）普通株式等Tier-1金融商品が最初に減額される。（ii）その他の資金調達商品（その他Tier-1金融商品）が減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。（iii）Tier-2資金調達商品（劣後債など）が減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。これを受けて、ベイルイン・ツールは、以下のとおり適格負債を減額または転換するために使用できる：（i）資金調達商品以外の劣後債商品が、通常の破産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される。（ii）その他の適格負債（本社債などの優先債務商品を含む。）が、通常の破産処理手続における債権の順位に従い減額または普通株式等Tier-1金融商品に転換される（かかる順位の下で、非上位優先債は、上位優先債に先立ち減額または転換される。）。同順位の金融商品は通常、按分計算により減額または資本に転換される。

その他の破綻処理措置

ベイルイン・ツールに加え、関連破綻処理当局は、破産金融機関または（一定の場合には）そのグループに対しその他の破綻処理措置を実施する広い権限を有しており、それには以下のものが含まれる（が、これに限定されない。）：当該金融機関の事業の全部または一部の第三者または承継金融機関への売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換または代理、負債証券の条件の変更（満期および/もしくは未払利息額の変更ならびに/または支払いの一時停止の要求を含む。）、金融商品の上場廃止および金融商品取引の承認の取消し、経営者の解任または一時的な管理者（*administrateur spécial*）の任命および新たな株式または自己資本の発行。

関連破綻処理当局によりこれらの権限が行使された場合、本社債の一部または全部が減額または資本に転換される。また、発行会社またはそのグループの財務状況が悪化しているか、または悪化していると考えられる場合、これらの権限の存在が、本社債の市場価格を、これらの権限が存在しない場合と比較してより急激に減少させる可能性がある。

執行制限

BRRD第68条は、フランス共和国において国内法制化されており、発行会社に関する破綻処理手続の開始を含む一定の危機回避策および危機管理策は、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、それだけでは発行会社に対する契約上の執行権または発行会社の債務を修正する権利を生じさせないと規定している。したがって、発行会社に関して破綻処理手続が開始された場合、発行会社が支払債務を履行し続けている限り、本社債権者は、債務不履行事由が起きたことを宣言し、本社債の満期を早め、社債の要項を修正し、または本社債に関してその他の執行権を行使する権利を有さない。

・振替制度における記録等

ペイルイン・ツールの行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。ペイルイン・ツールの行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、ペイルイン・ツールの行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、ペイルイン・ツールに従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、ペイルイン・ツールの行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、ペイルイン・ツールが行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、ペイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

独自の検討および助言、投資の適合性

本社債の投資家になろうとする者はそれぞれ、独自の検討および適切である場合には専門家の助言に基づき、本社債への投資またはその保有に内在する明示的および実質的なリスクにかかわらず、本社債の取得が各自の財務上のニーズ、目的および条件に十分に合致しており、各自に適用されるあらゆる投資方針、指針および制限に準拠し、かつこれらと十分に合致しており、また、各自にとってふさわしく、妥当で適切な投資であるか否かを判断すべきであり、また、本社債への投資リスクを引き受けるのに十分な財源および流動性を確保すべきである。

投資家になろうとする者は、本社債取得の適法性の判定に関して、あるいはその他上述の事項について、発行会社または共同主幹事会社またはそれらの各関係者に依拠してはならない。

本差引手取概算額は、適格ソーシャル・ローンに適用される。特定のプロジェクトが「ソーシャル」であると定義付けられるために必要とされる正確な特性については、現在のところ、市場のコンセンサスはない。したがって、適格ソーシャル・ローンが、投資家またはその投資対象が準拠しなければならない投資基準またはガイドラインに関する現在または将来の投資家の予測または要件を、全部または一部充足するということが、投資家に対して保証されるわけではない。本差引手取概算額を適格ソーシャル・ローンのために使用することができない場合、または、非上位円貨社債（ソーシャルボンド）（以下「**本ソーシャルボンド**」という。）に関して、社会的活動に関心のある一定の投資家の投資要件を満たすこともしくは満たし続けることができない場合、本ソーシャルボンドの価格に影響を与える可能性があり、かつ/または、社会的資産に投資するようポートフォリオの運用を委託する一定の投資家に影響を与える可能性がある。

購入の適法性

発行会社、共同主幹事会社、またはそれらの各関係者は、本社債の投資家になろうとする者の本社債取得に係る適法性（当該投資家となろうとする者の法人設立法域における法律との適法性が、当該者の事業地法域（仮に異なれば）における法律との適法性がを問わない。）、あるいは投資家になろうとする者に適用される法律、規則または規制方針に係る当該者の法令遵守性について、いっさい責任を負わず、また引受けない。

修正、権利放棄および更改

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、社債の要項には本社債権者の利益一般に影響を与える事項を審議する社債権者集会の招集規定が含まれている。当該規定は、定義された多数決により、関連する社債権者集会に出席せず投票しなかった本社債権者および多数とは逆の側に票を投じた本社債権者を含めて全本社債権者を拘束することを認める。

フランスの倒産法

フランスの倒産法では、それに反する規定にかかわらず、負債証券 (*obligations*) の保有者は、発行会社に関し保全手続 (*procédure de sauvegarde*)、迅速保全手続 (*procédure de sauvegarde accélérée*)、金融迅速保全手続 (*procédure de sauvegarde financière accélérée*) または裁判所主導再建手続 (*procédure de redressement judiciaire*) がフランス共和国内で開始された場合、保有者の共通の利益を守るために自動的に単一の負債証券保有者集会 (以下「集会」という。) にグループ分けされる。集会は、本社債を含む、発行会社により発行された負債証券 (*obligations*) (債券発行プログラムに基づくか否か、および準拠法の如何を問わない。) のすべての保有者により構成される。集会は発行会社に関して提案された保全計画 (*projet de plan de sauvegarde*)、迅速保全計画 (*projet de plan de sauvegarde accélérée*)、金融迅速保全計画 (*projet de plan de sauvegarde financière accélérée*) または裁判所主導再建計画 (*projet de plan de redressement*) について審議し、さらに以下の事項を合意することができる。

- 負債証券の形式の債権の支払期限の変更および/またはかかる債権の全部もしくは一部を削減することにより、負債証券の保有者 (本社債権者を含む。) の負債 (*charges*) を増加させること

- 負債証券 (本社債を含む。) を、株式資本への権利を付与するかもしくは付与できる有価証券に転換する決定をすること、ならびに/または

- 状況に応じ、負債証券の保有者 (本社債権者を含む。) の間における不平等な待遇の導入

集会の決定は3分の2の多数決によりなされる (集会出席者または代理人より投票した者が保有する負債証券の金額の割合により計算される。)。集会の開催のための定足数は要求されない。

疑義を避けるために付言すると、上記「社債権者集会」に規定される本社債権者の集会に関する条項は、当該条項がかかる状況に適用される強制倒産法の条項に準拠しない限り、適用されない。

発行会社が破産した場合、上記手続 (今後修正された場合を含む。) により、返済を求める本社債権者に対し悪影響が及ぶ可能性がある。

フランス法の下で実行可能な破綻処理手続については、上記「発行会社が破綻処理手続を受ける場合、本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。」を参照のこと。

法律の変更

社債の要項は、フランス法に準拠し、同法に従って解釈される上記「本社債の地位」を除いて、本書の日付において効力を有する日本法に基づいている。本書の日付より後に見込まれ得る判決もしくは日本法の変更または日本法の適用もしくは公的解釈の変更の影響については保証の限りではない。

本社債に係る活発な流通市場/売買市場の欠如

本社債は広く流通しない可能性のある新発の証券であり、本社債について活発な売買市場が存在しないこともあり得る。本社債の新規発行後に本社債が売買される場合に、実勢金利、類似証券の市場状況、一般的経済状態および発行会社の財政状態によっては、当初公募価格を割り込んで取引される可能性がある。

したがって本社債の売買市場の発展または流動性については保証の限りではない。その結果、投資家が直ちにあるいは自らの期待利回りを実現できる価格で本社債を売却できない場合もある。投資家は本社債が

部分的には直ちに売却可能ではないこと、時間の経過で本社債の価格が変動すること、その変動が大幅になることを理解し、かつそのリスクに持ちこたえることができない限り本社債を購入すべきではない。

発行会社の信用格付の低下または格付手法の変更は本社債の市場価格に影響を与える可能性がある。

1社または複数の独立格付機関が本社債について発行会社の信用格付を付与することがあり得る。発行会社の信用格付は、本社債を含むその債務についての発行会社の支払能力の評価である。このため発行会社の信用格付の現実の引下げまたは見込まれる引下げは、本社債の時価に影響を与える可能性がある。

信用格付は、ストラクチャー、市場、上述の追加的要因および本社債の価格に影響を与え得るその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的影響を反映していない可能性がある。信用格付は、有価証券の購入、売却または保有の推奨ではなく、格付は信用格付機関により随時変更され撤回されうる。また信用格付機関は、本社債に類似した特徴を有する証券の格付手法を将来変更する可能性もある。こうした変更にはある発行会社の優先証券に付与されている格付と本社債に類似した特徴を持つ証券に付与されている格付との関連性（しばしば「ノッチング（差異化）」と呼ばれる）を含む場合がある。格付機関が将来かかる証券の格付慣行を変更し、かつ/または本社債の格付がその後引下げられ、変更され、停止され、または撤回された場合には、本社債の取引価格に対してマイナスの影響を与える可能性がある。

本社債の市場価格

本社債の市場価格は発行会社の信用力および多くの追加要因（指数、市場の金利および利回りの変動ならびに満期日までの残存期間を含むが、これに限られない。）に影響される。

本社債の価格は、資本市場全般に影響を与える要因を含めて、フランス共和国、英国およびその他の地域の経済、金融および政治における出来事（英国のEU離脱を含む。）をはじめとする相互に関連する多くの要因に依存する。本社債権者が満期前に本社債を売却できる価格は、発行価格または購入者により支払われた購入価格を割り込む可能性がある（大幅に割り込む場合もある。）。

発行会社は、グロスアップ事由（以下に定義する。）が発生した場合でも本社債の償還を行う義務はない。

「グロスアップ事由」とは、発行会社が、次の利払日において、追加額を支払う旨の約束があるにもかかわらず、その時に支払期限の到来する債務の全額の支払いを本社債権者に対して行うことがフランス法により禁じられることとなる場合をいう。

グロスアップに係る義務（社債の要項に基づくものを含む。）が、全般的に、フランス法に基づき執行可能であるか否かは不確実である。本社債に基づく支払義務（上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額を支払う義務を含む。）が、フランス法に基づき違法または執行不可能であると判示された場合、発行会社は、本社債を償還する権利を有するが、義務は負わない。したがって、グロスアップ事由が生じた場合に発行会社が本社債の償還を行わない場合、本社債権者が受け取る金額が支払われるべき満額の金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格は悪影響を受ける。

本社債に基づくグロスアップに係る義務の制限

社債の要項に基づく何らかの支払いについて税金の源泉徴収または控除が行われる場合、上記「摘要 - 5 税制上の理由による追加の支払い - (ロ)」に基づき追加額を支払う義務は、本社債の利息の支払いにのみ適用され、本社債の元本の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される範囲で、社債の要項に基づく追加額を支払う義務を負わない。したがって、源泉徴収または控除が本社債の元本の支払いに適用される場合、本社債権者が受け取る金額が本社債に基づいて償還時に支払われるべき満額の元本金額を下回る可能性があり、またかかる本社債の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。

源泉税務事由（以下に定義する。）またはグロスアップ事由の発生に伴う発行会社の期限前償還オプションにより本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。

源泉税務事由またはグロスアップ事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、社債の要項に従い、未償還の本社債の全部を償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。期限前償還の際に受け取る利回りは予想を下回る可能性があり、本社債の額面償還金額は本社債権者により支払われた本社債の購入価格を下回る可能性がある。さらに、本社債権者による投下資本の一部が失われる可能性があり、かかる場合には、本社債権者は、投下資本の総額を受け取らない可能性がある。また、期限前償還により受領した金員の再投資を選択した投資家は、償還された本社債より利回りの低い有価証券のみを投資対象とし、それ以外の有価証券には投資できなくなる可能性がある。

「源泉税務事由」とは、本社債の発行日以後に有効となった、フランス共和国もしくはその下部行政機関またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更、かかる法令の適用もしくは公的解釈の変更、または法律の要求もしくは所管税務当局の書面の要請による本社債の税務上の取扱いの変更が理由で発行会社が本社債について期日の到来する利息の次の支払機会に追加額を支払うことなく当該支払いができない場合であって、かつ発行会社を含むフランス共和国の金融機関に一般に利用可能な手段によって当該追加額の支払義務を回避できない場合をいう。

本社債に係る期限前償還の詳細については、下記「本社債は、源泉税務事由またはグロスアップ事由が発生した場合には償還される可能性がある。」を参照のこと。

社債の要項は相殺権の放棄を規定している。

社債の要項には、本社債権者が、本社債の損失吸収力に影響を与える範囲において本来有していたであろう相殺権を放棄することが規定されている。結果として、本社債権者は、いかなる時点においても本社債に基づく発行会社の債務と発行会社に対して本社債権者が負う債務とを相殺する権利を有しない。

本社債権者が受け取る本社債の実際の利回りは、取引コストの発生により、定められた利回りを下回る可能性がある。

本社債の売買の際、かかる本社債の現在価格のほかに、諸費用（取引に係る費用および手数料を含む。）が発生する。かかる諸費用により、本社債の潜在的利益が大幅に削減するか、または帳消しにされる可能性さえある。例えば、金融機関は、通例、各機関の手数料として、固定最低手数料または注文価格に応じて比例按分した手数料のいずれかを顧客に請求するが、注文の執行において日本国内または外国の追加的当事者（外国市場における日本国内のディーラーまたはブローカーを含むが、これらに限定されない。）が含まれる場合にはその限りにおいて、本社債権者は、かかる当事者の仲介料、手数料ならびにその他料金および費用（第三者費用）についても請求される可能性があることを考慮しなければならない。

本社債の購入に直接関係する上記費用（直接費用）のほかに、本社債権者は、フォローアップ費用（保管料等）も考慮しなければならない。投資家は、本社債への投資を行う前に、本社債の購入、保管または売却に関連して発生する追加費用の詳細を自ら確認しなければならない。

社債の要項は非常に限定的な特約を包含している。

本社債に関する担保提供制限は存在せず、社債の要項では、発行会社が発行することのある本社債に優先する債務証券の金額および発行会社が発行することのある本社債と同順位である有価証券の金額について制限を設けていない。かかる債務証券または有価証券の発行は、発行会社が清算された場合に本社債権者が回収可能な金額を減少させる可能性がある。社債の要項に基づき、発行会社は、通常、その資産の一部

または実質的に全部を他の法人または事業体に売却またはその他処分することを認められている。発行会社がその多額の資産を処分する決定をした場合、本社債権者は、本社債の繰上償還を宣言する権利がなく、かかる資産をもはや本社債の償還の原資とすることができなくなる。

また、本社債により、発行会社は、追加債務の負担に係る財務比率を遵守すること、またはその他追加債務を負担する発行会社もしくはその子会社の能力を制限することを義務付けられておらず、また、本社債により、投資もしくは買収のために現金を使用する発行会社の能力、または配当金の支払い、株式の買戻しもしくはその他株主に対する現金の分配を行う発行会社もしくはその子会社の能力は制限されない。こうした行為は、発行会社の債務（本社債の債務を含む。）返済能力に対して、潜在的に影響を与える可能性がある。

本社債の価格は変動する可能性がある。

本社債等の固定金利型社債への投資は、その後の市場金利の変動が本社債の価格に悪影響を与える可能性のあるリスクを伴う。

本社債は、将来導入される欧州金融取引税（以下「FTT」という。）を課される可能性がある。

2013年2月14日、欧州委員会は、ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス共和国、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニアおよびスロバキア（以下「参加加盟国」という。）における共通のFTTに関する指令案（以下「委員会指令案」という。）を公表した。エストニアは、その後、交渉からの撤退を公式に発表した。

委員会指令案の対象範囲は非常に広く、現在の枠組みで導入される場合、特定の状況下において、本社債にかかる特定の取引（流通市場取引を含む。）に適用される可能性がある。FTTは通常、かかる取引の売買価格の少なくとも0.1%の課税となる。

委員会指令案に基づき、FTTは、特定の状況下において、参加加盟国の内外両方の者に適用される可能性がある。一般的に、少なくとも一当事者が金融機関であり、かつ少なくとも一当事者が参加加盟国に設立されている場合に、FTTは本社債の特定の取引に適用されうる。金融機関は、（a）参加加盟国に設立された者との取引による場合または（b）取引の対象である金融商品が参加加盟国で発行される場合を含み、幅広い状況下において、参加加盟国で「設立され」ているかまたはそのようにみなさる可能性がある。

委員会指令案については、今後も参加加盟国（エストニアを除く。）の間で交渉が行われ、その課税範囲は不明確である。したがって、実施に移される前に変更が加えられる可能性があり、実施時期も未だ不透明である。別のEU加盟国が新たに参加を決定する可能性もある。当該指令案または類似の税が導入される場合、本社債の取引コストは増加し、本社債に関する市場の流動性は低下する可能性がある。本社債の投資家になろうとする者は、FTTについて、各自の専門家の助言を求めることをお勧めする。

MREL/TLAC適格金融商品としての本社債の基準は不確実性を伴う。

本社債は、適用あるMREL/TLAC規制に基づきMREL/TLAC適格金融商品となることを意図されている。しかし、適用あるMREL/TLAC規制の最終的な内容は不確実性を伴い、発行会社は本社債がMREL/TLAC適格金融商品となり、またはMREL/TLAC適格金融商品であり続けることに関して保証することはできない。

MRELの目的は、金融機関がバイルイン権限が適用されうる最低限の水準の自己資本と適格債務を維持することを確保することで、破綻処理当局に付与されたバイルイン権限が必要なときに効力を有することを確保することにある。

「TLAC」とは、「総損失吸収力」を意味し、このコンセプトに基づき、グローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）が特定の上位債務（預金およびデリバティブを含む。）に劣後するTLAC適格金融商品を最低額維持することを義務づけるというものである。TLACコンセプトの目的は、G-SIBsが破綻処理を開始した場合でもその事業を継続できる可能性を高めることにあり、これにより金融の安定性に

対する影響と、G-SIBsが予想外の公的支援を要するリスクを軽減し、主要機能の継続性を確保し、納税者が損失に晒されることを防ぐ。TLAC基準は、2019年1月1日から適用されるといわれている。疑義を避けるために付言すると、金融機関に対して損失吸収力を有するよう求める規制が、BRRDに基づき定められる最低自己資本要件および適格債務に加えて、またはこれらに代わり、適用される可能性がある。

現時点では、TLACコンセプトを実施する欧州の法令または規則は存在せず、同コンセプトはFSB TLACチームシートに定められている。2016年11月23日、欧州委員会は、FSB TLACチームシートの実施およびMRELの適格性に関する要件の変更のための指令および規則を提案した。発行会社は、社債の要項が欧州委員会の提案ならびにその後の欧州議会および欧州連合理事会との三者間の交渉と一致していると考えているが、この提案の解釈はまだ示されておらず、最終版の適用あるMREL/TLAC規制が最終的に採択された際に、上記の提案とは異なる場合がある。

TLAC基準を実施する規則の最終版の内容に関連した不確定要素およびMRELを実施するための規制の変更の可能性により、発行会社は、本社債が最終的にMREL/TLAC適格金融商品となることについて何ら保証をすることはできない。

本社債は、源泉税務事由またはグロスアップ事由が発生した場合には償還される可能性がある。

本書の規定、特に上記「償還の方法 - 「円貨社債」 - (2)」および「償還の方法 - 「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」 / 「非上位円貨社債」 - (3)」の規定に従い、発行会社は、源泉税務事由またはグロスアップ事由の発生以後、その選択により、いつでも本社債の全部（一部は不可）を元本金額に経過・未払利息を上乗せした金額にて償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。

任意償還の特徴として、本社債の市場価格を制限する可能性がある。発行会社が本社債の償還を選択できる期間中における本社債の市場価格は、一般に、償還可能な価格を超えて大幅に上昇することはない。これは、本社債が近い将来に償還可能となると市場が考える場合、償還期間より前であっても当てはまることがある。

発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が本社債の時価を下回る時点または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点（後者の場合には、本社債権者が償還金を投資できるのは利回りの低い有価証券に限られる可能性がある。）で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在する。投資を検討する者は、その時点において実施可能なその他の投資に鑑みて再投資リスクを検討すべきである。

債務不履行事由の不存在

社債の要項は債務不履行事由について規定していない。したがって、本社債権者はいかなる場合でも本社債の満期を早めることはできない。そのため、本社債に係る支払いが期限内に行われない場合、本社債権者は、その時点で本社債につき支払期限が到来している金額についてのみ請求することができる。ただし、発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）が言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合（統合、合同もしくは合併またはその他の破綻を背景とするもの以外の再編による場合を除く。）、本社債は直ちに支払うべきものとなる。

非上位円貨社債（ソーシャルボンド）および非上位円貨社債に関連する追加的なリスク

本「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）および非上位円貨社債に関連する追加的なリスク」において、「本社債」とは、非上位円貨社債（ソーシャルボンド）および非上位円貨社債を意味する。

本社債は一定の投資家に適さない可能性のある複雑な金融商品である。

本社債は、新しい複雑な金融商品であるため、一定の投資家には適さない投資となる可能性がある。本社債への投資を検討する者はすべからく、各自の状況に照らして、かかる投資の適合性を決定すべきであり、また、本社債への投資リスク（本社債の元本全額が失われる可能性を含む。）を引き受けるのに十分な財源および流動性を確保すべきである。本社債への投資を検討する者は、（単独で、または、フィナンシャル・アドバイザーとともに、）刻々と変化する状況下での本社債の運用状況、かかる運用の結果が本社債の市場価格に与える影響、ならびに本社債への投資を検討する者が保有する投資ポートフォリオ全体に対する今回の投資の影響を評価することのできる知識およびノウハウを有さない限り、本社債に投資すべきではない。

本社債は非上位優先債務であり、一部の債務に劣後する。

発行会社の本社債に基づく債務は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条（以下「非上位優先法」）に定める意味における非上位優先債務を構成する。本社債の規定上、本社債は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務であると明示されるが、裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）の場合は、発行会社の上位優先債務の支払いとの優先関係においては劣後する。発行会社の上位優先債務は、非上位優先法の施行日である2016年12月11日時点で残存するすべての預金債務、デリバティブおよびその他金融契約にかかる債務、非劣後負債証券、ならびにフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条の意味における非上位優先債務として明示されていない2016年12月11日以降に発行されたすべての非劣後負債証券または優先負債証券（上位優先債を含む。）が含まれる。

発行会社が追加で上位優先債務を負担することに制限はない。その結果、発行会社が裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）を開始する場合、本社債の支払いを行う前に上位優先債務について多額の支払いを行うことになる。

また、発行会社が破綻処理を開始した場合、発行会社の適格債務（本社債を含む。）はペイルインの対象となり、すなわち、裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）において適用される優先順位により減額またはエクイティ証券もしくは他の金融商品への転換が行われる可能性がある。本社債を含む非上位優先債務は上位優先債務に劣後するため、本社債は発行会社の上位優先債務の減額または転換が行われるのに先立ってその全額が減額または転換される。これについては、上記「ペイルイン権限：発行会社が破綻処理手続を受ける場合、本社債は強制的に減額または資本へ転換される可能性がある。」を参照のこと。結果として、本社債権者は、上位優先債務の保有者と比べて大幅な追加リスクを負い、発行会社が破綻処理または裁判上の清算手続（*liquidation judiciaire*）を開始した場合に投資の全部または大部分を失う可能性がある。

本社債は新種の金融商品であり、取引実績は限定的である。

非上位優先法が2016年12月11日付で施行される前は、フランスの発行体は非上位優先という位置付けの有価証券を発行することができなかった。そのため、この位置付けを有するフランスの銀行の有価証券に関する取引実績は限定的である。信用格付機関を含む市場参加者は、非上位優先債務に関連するリスクについて評価を行う初期的段階にある。本社債などの非上位優先証券に付与される信用格付は、格付機関がそのアプローチの深化を図ることで変更される可能性があり、とりわけ当該有価証券の価格は当該有価証券に対する市場の理解が深まれば変動する可能性がある。本社債などの非上位優先証券の信用格付と価格は、時間の経過と共に、本社債の発行時に投資家が予想するよりも低くなる可能性がある。そのような場合、投資家は本社債への投資に関し損失を被るおそれがある。

MREL/TLAC不適格事由の発生に伴う発行会社の期限前償還オプションにより本社債権者の予想利回りが予想比大幅に下回る可能性がある。

MREL/TLAC不適格事由が発生した場合、発行会社は、その選択により、社債の要項に従い、未償還の本社債の全部を償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。期限前償還の際に受け取る利回りは予想を下回る可能性があり、本社債の額面償還金額は本社債権者により支払われた本社債の購入価格を下回る可能性がある。さらに、本社債権者による投下資本の一部が失われる可能性があり、かかる場合には、本社債権者は、投下資本の総額を受け取らない可能性がある。また、期限前償還により受領した金員の再投資を選択した投資家は、償還された本社債より利回りの低い有価証券のみを投資対象とし、それ以外の有価証券には投資できなくなる可能性がある。
本社債に係る期限前償還の詳細については、下記「本社債は、MREL/TLAC不適格事由が発生した場合には償還される可能性がある。」を参照のこと。

本社債は、MREL/TLAC不適格事由が発生した場合には償還される可能性がある。

本書の規定、特に上記「償還の方法 - 「非上位円貨社債（ソーシャルボンド）」 / 「非上位円貨社債」 - (2)」の規定に従い、発行会社は、MREL/TLAC不適格事由の発生以後、その選択により、いつでも本社債の全部（一部は不可）を元本金額に経過・未払利息を上乗せした金額にて償還することができる（この場合、かかる償還は、適用あるMREL/TLAC規制により許容されており、かつ関連規制当局および/または関連破綻処理当局の事前の承認（必要に応じて）があることを条件とする。）。

任意償還の特徴として、本社債の市場価格を制限する可能性がある。発行会社が本社債の償還を選択できる期間中における本社債の市場価格は、一般に、償還可能な価格を超えて大幅に上昇することはない。これは、本社債が近い将来に償還可能となると市場が考える場合、償還期間より前であっても当てはまることがある。

発行会社が上記のいずれかの状況において本社債を償還する場合には、償還金が本社債の時価を下回る時点または実勢金利が相対的に低くなる可能性のある時点（後者の場合には、本社債権者が償還金を投資できるのは利回りの低い有価証券に限られる可能性がある。）で本社債が償還される可能性があるというリスクが存在する。投資を検討する者は、その時点において実施可能なその他の投資に鑑みて再投資リスクを検討すべきである。

本社債に関連する投資家の情報開示について

本社債の購入を予定している投資家の名称、投資方針や投資に関する検討状況、需要額・希望価格および最終的な購入金額等の情報（個人情報を除く。）については、共同主幹事会社である大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、ナティクス日本証券株式会社およびS M B C日興証券株式会社に対して投資家より情報開示にかかる不同意の申出がない限り、各共同主幹事会社を通じて、必要に応じて発行会社に開示、提供および共有される予定である。なお、発行会社は当該情報について、本社債の募集または発行に関する目的以外には使用しない。

< 中略 >

第3【その他の記載事項】

< 訂正前 >

該当事項なし。

< 訂正後 >

発行登録目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。なお、本社債の名称およびその注記は、以下のものを使用する予定である。

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回円貨社債(2019)

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回非上位円貨社債(2019)(ソーシャルボンド)

「ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第(未定)回非上位円貨社債(2019)

注：発行会社は、固定利付円貨社債、固定利付非上位円貨社債(ソーシャルボンド)および/または固定利付非上位円貨社債を単数または複数本立てで起債する予定である。」

また、発行登録目論見書の表紙裏以下に以下の記述を記載する。

「下記「円貨社債」、「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)および「非上位円貨社債」の各見出しの下に定義された用語は、関係見出しの下に記載される社債に係る用語を指します。

「円貨社債」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておられません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含みます。)(以下「証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター - 本社債に関連する一般的なリスク」をご参照ください。

「非上位円貨社債(ソーシャルボンド)」

「非上位円貨社債」

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておられません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含みます。)(以下「証券法」といいます。)に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売り付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。

本社債は、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に従って発行され、非上位優先債務（以下に定義します。）を構成します。本社債の元本および利息は、発行会社の直接、無条件、優先（*chirographaires*）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において常に(a) 本社債相互の間および発行会社のその他の非上位優先債務の間で同順位であり、(b) 発行会社の劣後債務（以下に定義します。）に優先し、(c) 発行会社の上位優先債務（以下に定義します。）ならびに法的優先権を有する現在および将来におけるすべての請求権に劣後します。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*）を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、適用ある法律に服することを条件に、本社債権者は、以下により本社債に基づく支払いを受ける権利を有します。(a) 上位優先債務ならびに法的優先権を有するかまたは非上位優先債務に優先する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に対する全支払いに劣後し、かつその全支払いが行われたことを条件とし、(b) それらの全支払いが行われたことを条件に、発行会社の劣後債務ならびにそれ以外の非上位優先債務に劣後する現在および将来におけるその他の請求権の保有者に優先します。

「非上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-4°項および第R.613-28条に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。

「上位優先債務」とは、発行会社により発行された債務またはその他の金融商品であってフランス通貨金融法典第L.613-30-3条第1-3°項に記載されている債務区分に該当するかまたは該当することが明示されているものをいいます。疑義を避けるために付言すると、2016年12月11日より前に発行会社が発行したすべての非劣後の負債証券は、上位優先債務を構成します。

「劣後債務」とは、発行会社により発行された劣後債務またはその他の金融商品であって発行会社の直接、無条件、無担保かつ劣後の債務を構成するが、発行会社に供与される利益参加型融資（*prêts participatifs*）、発行会社により発行される資本参加証券（*titres participatifs*）および発行会社の超劣後債務（*engagements dits "super subordonnés"* または *engagements subordonnés de dernier rang*）に優先するものをいいます。

本社債に関する主要なリスクファクターについては、本発行登録目論見書の「第一部 証券情報 - 募集又は売出しに関する特別記載事項」に含まれる「本社債に関連するリスクファクター」をご参照ください。」

「上記の社債以外の社債に関する情報」

該当事項なし。

第二部【参照情報】

<訂正前>

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

<後略>

<訂正後>

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更その他の事由はない。

また、本訂正発行登録書提出日現在、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項について発行会社の判断に変更はなく、本訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書等の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類」に記載された事項を除き、本訂正発行登録書において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

変更すべき事項は、以下の通りである。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書の「(1) 発行会社に関するリスク」および半期報告書の「4.1.2 リスク要因」の記載事項を下記の記載に差し替える。

グループBPCEが事業を営む銀行業および金融業にかかる環境は、多数のリスクにさらされており、これらのリスクを管理するため、グループBPCEはより要求の高い、厳格な方針を実施することを余儀なくされている。

グループBPCEがさらされているリスクの一部は以下のとおりである。但し、これは、グループBPCEが事業を行う際または事業を行う環境を検討する際に負うすべてのリスクの包括的な一覧ではない。以下に記載されているリスク、および現在判明していないまたはグループBPCEが重大と判断していないその他のリスクは、その事業、財政状態および/または業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCEの2018年から2020年の戦略プランに関連するリスク

グループBPCEは、2018年から2020年の期間において、（ ）現在進行中の技術革命がもたらす機会を捉えるためのデジタル変革、（ ）顧客、従業員および協同組合の株主への献身、および（ ）拡大当行グループの中核事業の成長の融合に焦点を当てた戦略プラン（「2018年から2020年の戦略プラン」）を実行する意向である。本書には、将来予測に関する記述が含まれており、それらは必然的に不確実性を伴う。とりわけ、2018年から2020年の戦略プランに関連して、グループBPCEは、一定の財務目標（ナティクシス、バンク・ポピュレールおよびケス・デパーニュ（貯蓄銀行）のネットワーク間の収益の相乗効果およびコスト削減目標を含む。）を発表した。さらに、グループBPCEは、自己資本比率およびTLAC比率ならびに戦略的イニシアチブおよび優先事項に加え、貸付残高のリスクに係るコスト管理の目標を公表した。財務目標は、主にプランニングおよび資源の分配を目的として設定される

が、多くの仮定に基づくものであり、予想される結果についての予測または見通しを構成するものではない。本書に記載する単独または複数のリスク・ファクターの具体化を含めた多数の理由により、グループBPCEの実際の業績は、当該目標とは異なる可能性が高い（また、大きく異なり得る）。グループBPCEが目標を達成しなかった場合、その財政状況および金融商品の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

グループBPCEの業務および銀行セクターに関連するリスク

グループBPCEは、銀行業務に関連する様々なリスクにさらされている。

グループBPCEの業務に内在する主要なリスク・カテゴリーは、以下のとおりである。

- ・ 信用リスク
- ・ 市場リスク
- ・ 金利リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ オペレーショナル・リスク（非コンプライアンス・リスクを含む。）
- ・ 保険リスク

過去10年にわたり、欧州の経済金融情勢がグループBPCEとその活動市場に影響を及ぼしてきており、また将来的にもそのような影響が継続するおそれがある。

欧州市場は過去10年の間、とりわけ2008年の金融危機において、経済成長に影響するような大規模な混乱を経験した。一部のユーロ圏国家の債務借換え能力に対する懸念に端を発し、この混乱は、EUに属する国々の短期的な経済見通しやEUにおけるソブリン債発行体の債券の質をさらに不確実なものとする結果となった。また、欧州をはじめとする世界各地の金融市場に対する間接的な影響も生じた。

グループBPCE内のソブリン債を保有する企業への影響は、限定的なものにとどまっているものの、グループBPCEは、拡大当行グループの従来からの国内市場であるフランスを含む、ユーロ圏内のほとんどの国に広まっている危機の結果による影響を間接的に受けた。近年、一部の信用格付機関によってフランスのソブリン債の格付が格下げされた結果、同格付機関によるグループBPCE企業を含むフランスの商業銀行が発行した優先債および劣後債の格付けもまた必然的に格下げされることとなった。こうした危機を受け、反緊縮的風潮が多くの欧州の企業において政治不安をもたらすなか、金融および銀行市場は、欧州中央銀行（「ECB」）が世界のその他の中央銀行とともに策定した多くの斬新な経済刺激策を含むその他の要因による影響を受けた。金融市場はまた、様々な事象（原油価格およびコモディティ価格の低下、新興国経済の低迷および株式市場の混乱が含まれるがこれらに限定されない。）の発生に伴う大幅なボラティリティの影響を受けた。

フランスまたは欧州のその他の国の経済情勢や市況がさらに悪化すれば、グループBPCEの参入市場はさらに激しく混乱する可能性もあり、その事業、業績および財政状態に悪影響が及ぶことになりかねない。

欧州連合からの離脱を決定づけた英国の国民投票は、グループBPCEの一部の子会社に再編費用を課す等、グループBPCEとその活動市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

2016年6月23日、英国は、国民投票を実施し、その結果、投票者の過半数が欧州連合離脱（ブレグジット）を選択した。国民投票は、欧州連合を離脱するための義務ではないが、英国は、ブレグジットの実施に向け適切な措置を講じる可能性が極めて高い。2017年3月29日、英国政府は、離脱に関連する欧州連合基本条約50条を発動した。特に商業上、金融上および法的な合意の観点から、英国と欧州連合との将来の関係を決定する交渉が開始した。潜在的なブレグジットの性質、予定および経済的、政治的影響は、依然として極めて不透明であり、英国と欧州連合との間の交渉結果に依存している。ブレグジットは、グループBPCEの格付け、事業活動、業績および財政状態を潜在的に損なう可能性をはらみながら、欧州市場ひいては全世界の経済および金融市場の不透明性、ボラティリティおよび大規模な混乱に拍車をかけ、また将来的にもそのような状態を継続するだろう。

世界的な金融危機に対する立法および規制措置は、グループBPCEとその活動の場である金融環境および経済環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。

近年、世界的な金融環境に多くの変化（永続的な変化を含む。）をもたらすための法律や規制が施行または提案されてきた。これらの新たな方策は世界的な金融危機の再発を回避することを目的としているが、かかる新しい方策の影響は、グループBPCEをはじめとする金融機関が営業を行う環境を大幅に変化させるおそれがあり、また今後もこうした変化が継続する可能性がある。

過去に採用されたかまたは今後採用される可能性のある方策としては、グループBPCEをはじめ国際的な金融機関またはグループに対するより厳しい自己資本要件や流動性要件、金融取引に対する課税、特定の水準を超える従業員変動報酬に対する制限または課税、商業銀行が引受けることのできる業務の種類（特に自己勘定取引ならびにプライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジ・ファンドに対する投資およびその所有）に対する制限、一部の業務に関する新たな制限要件、スワップ取引を行うことのできる企業の種類に対する制限、デリバティブのような一定の金融活動または商品に対する制限、一定の負債性金融商品の強制的評価減または資本持分への転換等、破綻処理および再生メカニズムの強化、新たなリスク加重手法（特に保険事業）、定期的なストレス・テストならびに新たな規制機関の設立または既存の規制機関が使用する資源の補強（ECBに対する一定の監督機能の移譲を含む。）等が挙げられる。これらの新しい方策の中には、特に各国の規制当局が各国の枠組みに適用させることができるよう現在まだ審議が続けられており今後も改訂および解釈の対象となる提案もある。

これらの方策の結果としてグループBPCEは、新たな要件に準拠するため一部の業務の規模を縮小し、また今後もさらに縮小する可能性がある。また、これらの方策は、規制対応コストを増加させる傾向があり、それによって、該当の事業ラインにおける収益および連結利益の減少、一部の事業および資産ポートフォリオにおける売上の減少ならびに資産の減損費用につながる可能性もある。

これらの方策の中には、グループBPCEの資金調達コストを増加させる可能性があるものもある。例えば、2015年11月9日、金融安定化理事会（「FSB」）は、システム上重要な銀行に対して（法律、契約または構造によって）巨額の貸付金が特定の担保付営業負債（保証または付保された預金等）に劣後するように維持することを求める国際基準を確定した。TLAC比率に関連したかかる要件の目的は、株主または債権者（担保付営業負債に関する債権者を除く。）により損失が吸収されることで、公的資金に依拠しないようにさせるためである。

2018年11月16日、FSBは、バーゼル銀行監督委員会および国内当局と協議の上、グローバルなシステム上重要な銀行（「G-SIBs」）の2018年リストを公表した。グループBPCEは、FSBの評価枠組みの下でG-SIBに分類されており、グローバルな金融システム上重要な金融機関のリストにも掲載されている。

2016年11月23日、欧州委員会は、CRD IV指令、CRD IV規則、BRRDおよび2014年7月15日付の欧州議会および欧州連合理事会規則(EU)806/2014号（単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関および一定の投資会社に係る破綻処理に関する統一規則および統一手続を定めるとともに規則(EU)1093/2010号を改正するものである。）を含む欧州の多くの主要な銀行指令および規則の修正を提言する数件の法制に関する立案を公表した。採用された場合、これらの法制に関する立案は、とりわけ、FSBのTLACのタームシートを実施し、「自己資本および適格債務の最低基準」（MREL）に適用される要件を修正する。現在の文章および新規の立案ならびにそれらがグループBPCEに適用されることまたはそれに基づき何らかの行動をすることは、現段階では不確実である。

2016年12月11日に施行された2016年12月9日付法令第2016-1691号により、金融機関が発行し、通常の劣後証券に優先する上位優先証券（上位優先債等）と非上位優先証券（非上位優先債等）に優先順位が設けられた。

またさらに、一般的な政治環境が銀行や金融業界にとって好ましくない方向に展開し、その結果、これらの方策が貸付業務、その他の金融活動および経済全般に有害な影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、より厳しい規制措置を講じるよう立法機関や規制機関にさらに圧力が加えられた。新たな立法措置および規制措置は常に不透明感を伴うため、グループBPCEにどのような影響が及ぶかを予測することは不可能である。

グループBPCEに能力のある従業員を引きつけ維持する能力は、グループBPCEの事業の成功にとって重要であり、その失敗は業績に影響をきたす可能性がある。

グループBPCEの事業体の従業員は、グループBPCEの最も重要な資産である。金融サービス産業の多くの分野において、適格な従業員を引きつける競争は激しい。グループBPCEの業績は、グループBPCEが新たな従業員を引きつけ、既存の従業員を維持し動機付ける能力にかかっている。経済環境の変化（特に、銀行セクターの従業員の賃金を制限することを目的とした課税およびその他の措置。）は、グループBPCEがその従業員をユニット間で異動すること、または特定の事業分野の従業員数を低減することを余儀なくさせる。これらの異動は、従業員が新たな職務に適應するために必要な時間による一時的な混乱を引き起こし、経済環境の改善からの恩恵を受けるグループBPCEの能力を制限する可能性がある。これは、グループBPCEが販売または効率に関する潜在的な機会を利用することを妨げる可能性がある。

BPCEは、収益性および業務への影響を避けるため高い信用格付を維持しなければならない。

信用格付は、BPCEおよび金融市場で活動するその関連企業（ナティクスを含む。）の流動性に重大な影響を与える。格付が引き下げられた場合、BPCEまたはナティクスの流動性および競争ポジションに影響が生じ、借入コストが増大し、金融市場への参入が制限され、または一部の売買契約、デリバティブ契約および担保付資金調達契約に適用される特定の二者間契約に基づく義務の履行を発生させるおそれがある。BPCEおよびナティクスの長期無担保融資のコストは、それぞれの信用スプレッド（債券投資家に支払われる満期日が同じ政府発行債の利回りを上回る利回りのスプレッド）に直接関係している一方で、その大部分が、その信用格付に依拠している。信用スプレッドの増加により、BPCEまたはナティクスの資金調達コストが大幅に増加する可能性がある。信用スプレッドの変動は市場と相関があり、ときに予測不可能かつ非常に不安定な変動の影響を受けることがある。信用スプレッドは、発行体の支払能力の市場認識にも左右される。さらに、信用スプレッドは、BPCEまたはナティクスの一定の債券により担保されたクレジット・デフォルト・スワップの価格の変動によって引き起こされる可能性もある。この価格は、当該債券の信用の質と、BPCEおよびナティクスの支配が及ばない多数のその他の市場要因との双方の影響を受ける。

グループBPCEの貸付残高および債権に関して計上された資産の減損費用の大幅な増加は、グループBPCEの業績および財政状態を強く圧迫する可能性がある。

貸付事業において、グループBPCEは、貸付金および債権のポートフォリオにおける実際のまたは潜在的な損失を（必要に応じて）反映するために、定期的に資産の減損に関する費用を認識する。かかる減損は、損益計算書に「リスクコスト」として計上される。グループBPCEの資産減損に関する費用合計額は、過去のローンに関する損失、実施されたローンの金額および種類、業界の基準、後払いのローン、市況および様々な種類のローンの回収可能性に係るその他の要因についての拡大当行グループの測定に基づいている。グループBPCEは、十分な水準の資産減損に関する費用の引当金を確保するべくあらゆる努力を尽くしているものの、延滞貸付金または市況の悪化もしくは特定の国々に影響する要因といったその他の理由により、グループBPCEの貸付事業は、将来において貸付損失の費用の増加を余儀なくされる可能性がある。貸付損失の費用の大幅な増加または延滞貸付金ではないローンのポートフォリオに関するグループBPCEによる損失リスクの見積の重大な変化、またはこの点において過去の費用を上回る貸付損失は、グループBPCEの業績および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEのデリバティブ証券および商品のポートフォリオならびに負債に係る公正価値の変化は、かかる資産および負債の簿価、ひいてはグループBPCEの純利益および株主資本に影響を与える傾向がある。

グループBPCEのデリバティブ証券・商品およびその他の種類の資産ならびに負債は、新たな財務書類の各日付において（バランスシートレベルで）調整される。かかる調整は主に、会計期間における資産および負債の公正価値における変化（すなわち、損益計算書において認識されるかまたは株主資本に直接記録される変化）に基づいている。損益計算書において計上され、その他の資産の公正価値に対応する変化によって相殺されなかった変化は、銀行業務純収益、さらには純利益にも影響を及ぼす。全ての公正価値の調整は、株主資本に影響を与え、ひいてはグループBPCEの自己資本比率に影響を与える。ある会計期間にわたり公正価値による調整が計上されたからといって、後続の期間における追加的調整が不要であるとは限らない。

長期化する低金利の環境は、グループBPCEの収益性および財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

世界の市場は近年、低金利の影響を受けており、近い将来においてこの状況は変化しない模様である。低金利の状況下では、信用スプレッドは縮小する傾向があるため、グループBPCEは、市場金利が低下する状況下でのローンの発行に伴う収益の減少を相殺するために、預金に支払う金利を十分に引き下げることができない可能性がある。預金コストを削減するためのグループBPCEの努力は、とりわけフランス市場（特に現在の市場金利を上回る利息を稼得しているLivret A 通帳普通預金口座およびPEL住宅貯蓄制度を含む。）においては、多額の規制商品によって制限される可能性がある。また、顧客は借入れコスト低下の機会を利用しようとするため、グループBPCEは、個人向けおよび法人向けの住宅ローンおよびその他の固定金利ローンに係る繰上返済および再交渉の増加を余儀なくされる可能性がある。市場に低金利が蔓延する中での新規ローンの発行と相まって、グループBPCEは、融資帳簿の平均金利において全体的な減少を計上する可能性がある。かかる減少に起因する信用スプレッドの縮小およびリテール・バンキング収益の低下は、リテール・バンキングの事業活動の収益性およびグループBPCEの全体的な財政状態を損なう可能性がある。さらに、市場相場が再び上昇し始め、グループBPCEのヘッジ戦略が効果のないものであるまたは単に価格変動を部分的に相殺するだけのものである旨判明した場合、収益性は影響を受ける可能性がある。長期化する低金利の環境はまた、市場利回り曲線を、より全体的に平坦化する可能性がある。これにより、グループBPCEの金融活動が創出したプレミアムは減少し、同グループの収益性および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。市場利回り曲線の平坦化は、金融機関に対して、目標水準のリターンを獲得しようとしてリスクのより高い事業活動の実施を促す可能性もあり、その結果、市場のリスクおよびボラティリティは上昇する可能性がある。米国と欧州の経済サイクルの違いを考慮すると、金利の上昇は、ユーロに先駆けて米ドルに影響するものと見込まれ、グループBPCEは、米ドルと比較してユーロの金利上昇により一層大きな影響を受ける可能性がある。

将来の事象は、グループBPCEの財務書類の作成にあたり経営陣に使用される仮定とは異なる可能性があり、そのためグループBPCEが想定外の損失を被るおそれがある。

現行のIFRS基準および解釈指針に従い、グループBPCEは、財務書類を、特に延滞貸付金および債権に対する貸倒引当金、将来の支払保険金および訴訟に対する引当金、特定の資産および負債の公正価値など、特定の見積りに依拠させなければならない。グループBPCEの見積りにあたり使用された価格が、特に重大なおよび/または想定外の市場動向が原因で大幅に誤っていると判明した場合、またはかかる価値を決定した方法が将来のIFRS基準およびその解釈において変更される場合、グループBPCEは想定外の損失を被るおそれがある。

市場の変動およびボラティリティにより、グループBPCE、特にナティクシスは、売買活動および投資活動における損失を被る可能性がある。

ナティクシスは、売買活動および投資活動に関し、債券市場、通貨市場、商品市場および株式市場、ならびに非上場証券、不動産およびその他の資産クラスにおいてポジションを保有している（程度は少ないものの、他のグループBPCE企業についても同様である。）。これらのポジションは、市場（特に金融市場）のボラティリティ（対象とする市場の水準に関わらず、任意の市場における任意の期間中の価格変動の程度）によって影響を受ける可能性がある。ボラティリティは、ナティクシスにより利用されている、スワップ、先物、オプションおよび仕組商品を含む、幅広いその他のトレーディングおよびヘッジ商品において、価格または価格の変動がナティクシスの予想よりも低いまたは高い場合には、損失を招く可能性もある。

ナティクシスは、これらの市場において資産を保有しているか、純ロングポジションを保有しているため、いかなる市場の調整も、これらの純ロングポジションの価値の低下による損失につながる可能性がある。反対に、ナティクシスは、これらの市場において保有していない資産、または純ショートポジションを保有していた資産を売却したため、かかる市場の反発は、高騰する市況において購入することによりこれらの純ショートポジションをヘッジする措置に起因する損失にさらす可能性がある。ナティクシスは、時折、双方の資産の相対的価値の変化において純利益を生むことを目的として、ある資産のロングポジションおよびもう一方の資産のショートポジションに関連する取引戦略を実施する。但し、双方の資産の相対的価値が同じ方向に変化する場合、またはナティクシスが予想しない範囲である場合、またはそれにヘッジ取引が設定されていない場合には、ナティクシスは、裁定取引ポジションにおいて損失を計上する可能性がある。これらの損失は、重大なものである場合には、ナティクシスの取引業績および財政状態、ひいてはグループBPCEの業績および財政状態を圧迫する可能性がある。

市場が低迷した場合、グループBPCEの仲介事業ならびに報酬および手数料収入に関連するその他の事業による収入は減少する可能性がある。

市場が低迷しているときは、グループBPCEの事業体が顧客のために行う取引の量は減少し、ゆえにマーケット・メーカーとしての、これらの活動による銀行業務純収益は減少する傾向がある。さらに、グループBPCEの事業体が顧客に請求する資産運用手数料は、一般的に、かかるポートフォリオの価値またはパフォーマンスに基づいているため、かかるポートフォリオの価値の低下または償還の増加を生み出す市場の低迷は、ミューチュアル・ファンドまたはその他の投資商品の販売（ケス・デパーニュ（貯蓄銀行）およびポピュラー銀行傘下銀行の場合）または資産運用業務（ナティクシスの場合）を通じて、かかる事業体が稼得する収入の減少をもたらすことになる場合がある。

市場の低迷が生じない場合でも、ミューチュアル・ファンドおよびその他のグループBPCE商品が市場平均を下回った場合、結果として、償還の増加および流入額の減少が発生する可能性があり、これに付随する潜在的影響が拡大当行グループの資産運用事業からの収益にもたらされる可能性がある。

長期に及ぶ市場の下落は市場の流動性を低下させ、特定の資産の売却を困難にし、重大な損失を引き起こすおそれがある。

グループBPCEの一部の事業においては、長期に及ぶ市場の傾向（特に資産価格の低迷）は、市場における事業または流動性の水準を低下させる可能性がある。こうした傾向は、グループBPCEが価値の低下しているポジションを必要に応じて解消できない場合、重大な損失につながる可能性がある。これは例えば、グループBPCEが市場で保有する本質的に非流動的な傾向がある資産に関して当てはまる。証券取引所またはその他の公的市場において取引されていない資産（銀行間のデリバティブ契約等）の評価は、公式の市場価格ではなくモデルを使用して決定される。かかる資産の価格の低下を監視するのは困難であり、ゆえにグループBPCEは予期せぬ損失を被るリスクを抱えている。

金利の大幅な変動は、グループBPCEの銀行業務純収益または収益性に悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEが任意の期間中に得る純受取利息は、かかる期間における銀行業務純収益および収益性に重大な影響を及ぼす。加えて、信用スプレッドの大幅な変動は、グループBPCEの利益に影響を及ぼす可能性がある。金利は、グループBPCEの支配の及ばない多数の要因に対して極めて敏感である。利付資産に適用される金利に対して市場金利の変動が及ぼす影響は、利付負債につき支払う金利に及ぼす影響と異なる場合がある。利回り曲線に不利な変動があった場合には、貸付業務による純受取利息が減少する可能性がある。さらに、短期資金調達を行う際に利用できる金利の上昇および満期のミスマッチは、グループBPCEの収益性に悪影響を及ぼすおそれがある。金利の上昇または高金利・低金利および/または信用スプレッドの拡大は、特にこうした変化が急速に起こった場合および/またはしばらく継続する場合には、一部の銀行業務について不利な環境をもたらす可能性がある。

為替レートの変動はグループBPCEの銀行業務純収益または純利益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

グループBPCE企業は、事業の相当部分をユーロ以外の通貨、中でもとりわけ米ドルにて行っており、為替レートの変動は、銀行業務純収益および業績に影響を及ぼす可能性がある。グループBPCEがユーロ以外の通貨にて費用を計上するという事実は、為替レートの変動が銀行業務純収益に及ぼす影響の一部しか相殺しない。ナティクシスは、特にユーロと米ドルの変動による影響を受けやすく、これは、ナティクシスの銀行業務純収益および営業収益の大部分が米国にて生じているためである。リスク管理方針の一環として、グループBPCEおよびその子会社は、為替レートリスクに対するエクスポージャーをヘッジするために取引を締結する。しかしながら、これらの取引は不利な為替レートが営業収益に及ぼす悪影響を完全に相殺する効果がない可能性がある。場合によっては、その影響を増幅する可能性さえある。

フランス（グループBPCEの主要な市場）または海外における激しい競争は、純利益および収益性を減少させるおそれがある。

グループBPCEの主要な事業分野は、フランスおよび主な事業を行うその他の国々において非常に競争の激しい環境の下で事業活動を行っている。この競争は、合併および買収または提携および協定のいずれかによる統合により激化している。統合は、グループBPCEのように、保険、貸付および預金から仲介、投資銀行業務および資産運用にわたる、幅広い商品およびサービスを提供する能力がある多くの企業を創り出した。グループBPCEは、取引の執行、提供する商品およびサービス、革新性、評判ならびに価格を含む様々な要因において、その他の企業と競合している。グループBPCEが、魅力的かつ収益性のある商品およびサービスの提供によってフランスおよびその他の主要市場において競争力を維持することができない場合、特定の事業の主要分野のマーケットシェアを失う、または一部もしくは全ての業務において損失を被るおそれがある。その上、世界経済またはグループBPCEの主要市場の経済状況の減速は、競争圧力を増加するおそれがあり、とりわけ、グループBPCEおよびライバル企業への価格圧力の増加および取引量の減少といったことが挙げられる。自己資本比率に関する別途のもしくはより柔軟な規制またはその他の要件の対象である、より競争力のある新たなライバル企業が市場に参入する可能性もある。かかる新規市場参入者はより競争力のある商品およびサービスを提供できる可能性がある。技術的進歩およびeコマースの拡大により、非証券保管機関が従来は銀行商品であった商品およびサービスを提供できるようになり、金融機関およびその他の会社は電子的かつインターネットをベースとした金融ソリューション（電子証券取引を含む。）を提供できるようになった。このような新規市場参加者がグループBPCEの商品およびサービスに価格引き下げの圧力をかけ、あるいはグループBPCEのマーケットシェアに影響を及ぼすおそれがある。技術の進歩は、グループBPCEの活動市場における急速かつ予期せぬ変化に繋がる可能性がある。グループBPCEの優位な地位および業績は、万が一、かかる変化に業務または戦略を十分に適応させることができないと判明した場合には、悪影響を受ける可能性がある。

グループBPCEまたは第三者の情報システムの障害または故障は、売上の喪失を含む損失につながる可能性がある。

グループBPCEは、業務を行うにあたり、複雑性を増す取引を多数処理しなければならないため、他の多くの競合他社と同様に、通信および情報システムに大きく依存している。かかるシステムの障害または故障は、顧客口座、総勘定元帳、預金、取引および/または貸付手続の管理を行うために利用されるシステムのエラーまたは障害を引き起こすおそれがある。例えば、グループBPCEの情報システムが短時間であっても故障した場合、影響を受けた事業体は顧客のニーズに適時に応えることができず、取引機会を失うこととなるおそれがある。同様に、バックアップ・システムおよび非常事態計画にもかかわらず、グループBPCEの情報システムの一時的な故障が発生した場合には、多額の情報復旧および検証の費用を発生させる可能性があり、例えばかかる故障がヘッジ取引の実行中に起こった場合には、自己勘定事業の減少まで引き起こすおそれがある。グループBPCEのシステムが、増加する取引量に対応できない場合は、グループBPCEの事業拡大能力が制約される可能性がある。

また、グループBPCEは、証券取引の実行または促進のために利用する清算代理人、外国為替市場、清算機関、預託機関またはその他の金融仲介機関もしくは社外サービス業者の誤作動または運用上の支障に関するリスクに直面している。顧客とのインターコネクティビティが増すにつれ、グループBPCEは、顧客の情報システムの運用停止に関するリスクにもますます直面することとなる可能性がある。グループBPCEの通信および情報システム、ならびに顧客、サービスプロバイダおよびカウンターパーティーの通信および情報システムもまた、サイバー犯罪またはサイバーテロの行為に起因する障害または中断の対象となる可能性がある。グループBPCEは、自社システムまたは第三者のシステムの誤作動や障害が発生しないと保証することはできず、また発生した場合、これが適切に解消されると保証することもできない。

予期せぬ出来事によりグループBPCEの事業が中断され、損失と追加費用を被る可能性がある。

深刻な自然災害、伝染病、攻撃その他の非常事態をはじめとする予期せぬ出来事が生じた場合には、グループBPCE企業の事業活動が突如中断されることがあり、全くまたは十分に保険でカバーされていない場合は、相当な損失が生じるおそれがある。かかる損失は、有形資産、金融資産、市場ポジション、または主要従業員に関連し得る。加えて、かかる出来事はさらにグループBPCEまたはグループBPCEが業務提携する第三者のインフラに支障をきたす場合があり、また、追加費用（特に影響を受けた従業員の移転費用等）またはグループBPCEの費用（保険料等）の増加を引き起こす場合もある。かかる出来事により、一定のリスクに対する保険が無効となり、グループBPCE全体のリスクレベルの増加につながる可能性がある。

グループBPCEは、同グループが事業を行う国々に特有の政治的、マクロ経済的および金融環境または状況による影響を受けやすい場合がある。

グループBPCEの一部の企業は、カントリーリスク（外国における経済状況、財政状況、政治状況または社会的状況が、かかる企業の経済的利害に影響を及ぼすリスク）を負っている。ナティクスは、世界中（新興市場として一般に知られている世界中の発展途上地域を含む。）で事業を行っている。これまで、多くの新興国が、通貨の切り下げ、為替および資本規制、ならびに経済の低成長またはマイナス成長を含む深刻な経済および財政不安を経験してきている。グループBPCEの欧州連合および米国以外における事業、ならびに欧州連合および米国以外において行われる業務および取引より生じた収益は限られているものの、不利な政治的、経済的および法的な事態（特に為替変動、社会不安、政府政策または中央銀行の政策の変更、収用、国有化、資産の没収および財産権に関する法律の改正）による損失を被るリスクを負っている。

グループBPCEがフランスおよびその活動の場である世界中の幾つかの国々において重要な規則の適用を受けること/規制措置およびその変更が、グループBPCEの事業や業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCE企業は、その営業活動を行う法域における監督・規制制度の適用を受けており、これらに従わない場合には、規制当局による相当の干渉、罰金、一般大衆からの非難、風評被害、休業などの対象となることがあるほか、極端な場合には、営業許可を取り消される可能性もある。金融サービス業界が種々の規制機関から受ける厳しい審査は年々増え続けており、また規制当局によって罰金金が科されることも増えてきていることから、現在の金融環境におけるそのような動向は今後強まる可能性もある。拡大当行グループの事業と業績は、フランス国内のあらゆる規制当局ならびにEUのその他の政府、米国、外国政府および国際機関の方針や措置により重大な影響を受ける可能性がある。またこの制約によりグループBPCEの企業が自らの事業を拡大する能力や一定の業務を遂行する能力が制限されることも考えられる。かかる方針や規制措置の将来における変更がどのような内容であり、またそれによってどのような影響が生じるかを予測することは不可能であり、グループBPCEの力の及ぶ範囲を超えている。かかる変更には以下のようなものがある（但し、これらに限定されない。）。

- ・ 金融や金利その他に関する中央銀行および規制当局の方針
- ・ 特にグループBPCEが事業活動を行う市場において投資家の決定に大きな影響を与え得る政府方針または規制方針の一般的变化
- ・ 特に、適正自己資本に関する健全性規則を含む規制上の要件ならびに再生および破綻処理メカニズムの一般的变化
- ・ 内部統制に係る規則および手続の変更
- ・ 競争環境および価格の変更
- ・ 財務報告ルールの変更
- ・ 収用、国有化、価格統制、外国為替管理、財産の没収、および外国所有権に関する法律の変更
- ・ グループBPCEが提供する商品およびサービスに対する需要に影響を与え得るような社会不安または法的状況をもたらす、政治環境、軍事環境または外交環境における不利な変更

フランスおよびグループBPCEが営業活動を行う国の税法およびその適用は、グループBPCEの利益に影響をもたらす可能性が高い。

大規模で複雑な国際取引を実行する多国籍銀行グループとして、グループBPCE（特にナティクス）は、世界の多くの国々で税制の影響を受け、その法人税実効税率を最適化するため、事業活動をグローバルに構築する。世界の国々の監督当局による税制の変更は、グループBPCEの利益に重大な影響を与える可能性がある。グループBPCEは、異なる構成企業の相乗効果および営業力から価値を創造するために業務を管理する。グループBPCEはまた、顧客に販売される金融商品を顧客の税務上の便益を最大化することを目的として構築するよう努めている。グループBPCEのグループ内取引およびグループ企業によって販売される金融商品の構造は、適用される税法および規則のグループBPCEによる解釈に基づくが、これは一般的に独立した税務専門家の見解および必要な範囲での監督税務当局による判断または特定の解釈に左右される。税務当局が将来かかる解釈に異議を申し立てる可能性がある。その場合は、グループBPCEの企業は税額の更正の対象になる可能性がある。

グループBPCEのリスク管理方針、手続および戦略の不備または不備は、グループBPCEを未確認または不測のリスクにさらし、損失につながるおそれがある。

グループBPCEのリスク管理手法および戦略は、拡大当行グループが特定または予測できないリスクを含むすべての市場環境またはあらゆるリスクに対するエクスポージャーを効果的に制限できない可能性がある。また、グループBPCEが採用しているリスク管理手法および戦略は、リスクへのエクスポージャーを効果的に制限できない可能性があり、全ての市場環境におけるリスクを実際に低減することを保証するものではない。これらの手法および戦略は、特定のリスク（特にグループBPCEが特定または予測していないリスク）に対して効果的でないことが判明する可能性がある。グループBPCEがリスク管理に使用する一部の指標および定性的な方法は、観測された過去の市場実績に基づいている。リスクへのエクスポージャーを測定するため、リスク管理部門の責任者は、これらの観測の統計的分析を行う。これらのツールまたは指標が、リスクに対する将来のエクスポージャーを予想できる保証はない。例えば、リスクに対する当該エクスポージャーは、グループBPCEが予測しなかった、もしくは統計モデルにおいて正確に評価できなかった要因、または突発的もしくは前例のない市場の動きといった要因による可能性がある。これらはグループBPCEのリスク管理能力を制限するおそれがある。そのため、グループBPCEに生じる損失は、歴史的な測定値に基づき予想されるものより大きくなる可能性がある。その上、グループBPCEの定量的モデルは全てのリスクを考慮に入れることはできない。リスクの一部は、不十分であると判明する可能性のある、より定性的な分析の対象とされ、グループBPCEを不測の重大な損失にさらす可能性がある。加えて、今日までに重要な問題は認識されていないものの、リスク管理制度は、不正を含む運用上の不具合によるリスクにさらされている。

グループBPCEが実施しているヘッジ戦略は損失リスクのすべてを排除するものではない。

様々なリスクへのエクスポージャーをヘッジするためにグループBPCEが使用している商品または戦略が効果を発揮しないことが判明した場合、グループBPCEは損失を被るおそれがある。戦略の多くは、過去の市場における傾向および相関関係に基づいている。例えば、グループBPCEが資産をロングポジションで保有していた場合、歴史的にロングポジションの価値の変動を相殺するような動きをする資産をショートポジションで保有することによりそのリスクをヘッジする可能性がある。しかしながら、グループBPCEは、部分的なヘッジしか有しない可能性があり、または、かかる戦略が、すべての市場構造における総リスク・エクスポージャーを効果的に軽減しないもしくは全種類の将来のリスクに対して有効でない可能性がある。また、予期せぬ市場の傾向はいずれも、グループBPCEのヘッジ戦略の有効性を低減させる可能性がある。その上、無効なヘッジのもたらした利得および損失の会計上の認識は、グループBPCEにより報告された業績のボラティリティの増加を招くおそれがある。

グループBPCEが買収またはジョイント・ベンチャーに係る政策に適応し、これを実行および統合することが困難であるおそれがある。

買収は、グループBPCEの現行の戦略の主軸ではないが、グループBPCEは、将来において買収またはパートナーシップの機会を考慮する可能性がある。グループBPCEは、潜在的な買収またはジョイント・ベンチャー案件を綿密に審査するものの、すべての面において包括的な審査を行うことは通常実現可能ではない。その結果、グループBPCEは、当初に予期しなかった債務を管理しなければならない可能性がある。同様に、買収先企業またはジョイント・ベンチャーが期待したほどの業績をあげない、予定されていたシナジーが全てもしくは一部が実現しない、または取引により費用が予想以上にかかるおそれがある。また、グループBPCEは、新企業との統合において困難に直面する可能性もある。発表された買収の失敗、もしくは新企業またはジョイント・ベンチャーの統合の失敗は、グループBPCEの収益性に重大な負担をかける可能性がある。かかる悪影響は、主力従業員の離脱につながる可能性がある。グループBPCEが主力従業員引止めのための奨励金を提供せざるを得なくなった場合には、費用増加および収益性の低下を引き起こすおそれがある。ジョイント・ベンチャーは、グループBPCEの支配下でないシステム、統制および社員に依拠する可能性があり、この観点から、負債、損失またはレピュテーション被害を受ける可能性があり、グループBPCEに付加的リスクや不確実性をもたらすおそれがある。加えて、グループBPCEとジョイント・ベンチャーのパートナーとの間における対立および不一致は、ジョイント・ベンチャーにより達成することを目的としている利益に悪影響を及ぼすおそれがある。

他の金融機関および市場参加者の財務の堅実性および業績により、グループBPCEに悪影響が生じるおそれがある。

グループBPCEが取引を行う能力は、他の金融機関および市場参加者の財務の堅実性の影響を受ける可能性がある。金融機関は、取引、決済、カウンターパーティーおよび融資業務によって相互に密接に関係している。セクター参加者による債務不履行、または一もしくは複数の金融機関あるいは金融業界一般に関する単純な風評や懸念ですら、市場の流動性の一般的な縮小を招く可能性があり、のちに将来における損失またはさらなる債務不履行を招くおそれがある。グループBPCEは、多数の金融カウンターパーティー（投資サービスプロバイダー、商業銀行または投資銀行、清算機関およびCCP、ミューチュアル・ファンドならびにヘッジ・ファンドなど）や定期的取引を行うその他の機関投資家顧客と接している。したがってグループBPCEは、一もしくは複数のカウンターパーティーまたは顧客が義務を履行しない場合にリスクにさらされる可能性がある。このリスクは、グループBPCEが担保として保有する資産が売却できない場合またはその売却価格が不履行状態にある貸付もしくはデリバティブに関するグループBPCEのエクスポージャーすべてをカバーできない場合に悪化し得る。加えて、金融セクター参加者による不正行為または不正流用があった場合、金融市場で営業する企業の相互連携の性質が起因となり金融機関に極めて重大な悪影響が生じるおそれがある。

風評リスクおよび法律上のリスクは、グループBPCEの収益性および商業上の展望に不利な影響を及ぼすおそれがある。

グループBPCEの評判は、顧客を獲得し、かつ維持するという点で最も重要である。グループBPCEの評判は、拡大当行グループの商品およびサービスの不適切な促進・販売手段の利用、潜在的な利益相反の不十分な管理、法律および規制上の要件、倫理問題、マネーロンダリング関連法、経済制裁、情報セキュリティに関する方針ならびに販売・取引慣行によって悪影響を被るおそれがある。グループBPCEの評判はまた、従業員の不当な行為、グループBPCEがエクスポージャーを有する金融セクターの参加者が犯した詐欺、不当支出またはその他の違法行為、財務成績の悪化、再表示もしくは修正、または潜在的に不利な結果を招く法律・規制上の措置によっても損なわれる場合がある。グループBPCEの評判が損なわれた場合には事業が縮小し、業績や財政状態を圧迫するおそれがある。これらの問題の管理が不十分である場合にもグループBPCEの法律上のリスク、グループBPCEに対し提起される法的措置件数および請求される賠償額が増加するおそれがあり、または、グループBPCEが規制当局により課される制裁に晒されるおそれがある（詳細については有価証券報告書第3「事業の状況」4「事業等のリスク」4(2).8「法律上のリスク」および半期報告書第3「事業の状況」4「事業等のリスク」4.6「法律上のリスク」を参照のこと。）。

グループBPCEの構造に関連するリスク

BPCEは、財政連帯構造の一部である事業体（BPCEが経済的利益を有していない事業体を含む。）が財政難に直面した際には、これを援助しなければならない可能性がある。

グループBPCEの中央機関として、BPCEは、各地方銀行（ポピュラー銀行およびケス・デパーニュ（貯蓄銀行））と、フランスの規制対象の金融機関である関連グループに所属するその他のメンバーの流動性および支払能力を保証する責任を負っている。関連グループには、ナティクシス、クレディ・フォンシエ・ドゥ・フランスおよびバンク・パラティエヌといったBPCEの関連企業が含まれる。各地方銀行および関連グループのその他のメンバーは、類似のサポートをBPCEに対して提供するよう求められるものの、BPCEに関する財政連帯構造の恩恵がそのコストを上回る保証はない。

流動性および支払能力に係るリスクを保証するために設立された3つの保証ファンドは、2018年9月30日現在、総額約1.3十億ユーロとなった。地方銀行および関連グループに所属する事業体は、将来の利益に係る保証ファンドに追加の拠出を行うよう求められる。保証ファンドは、財政連帯構造に対して資金を提供する巨額の資金源であるものの、かかる資金源が十分である保証はない。保証ファンドが不十分であると判明した場合、BPCEは中央機関としての立場において、不足分を補填するよう求められる。

< 後略 >